

平成21年第3回麻績村議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号（9月17日）	
議事日程.....	3
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	5
開会及び開議の宣告.....	6
議事日程の説明.....	6
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	7
村長あいさつ.....	7
諸般の報告.....	8
請願、陳情、要請等の委員会付託.....	9
議案第1号～議案第14号の一括上程.....	9
認定第1号～認定第9号の一括上程.....	10
平成20年度決算書会計管理者説明.....	10
平成20年度決算審査意見書報告.....	14
散会の宣告.....	16
第 2 号（9月24日）	
議事日程.....	17
出席議員.....	17
欠席議員.....	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	17
事務局職員出席者.....	17

開議の宣告.....	1 8
議事日程の報告.....	1 8
一般質問.....	1 8
坂口和子君.....	1 9
若林今朝路君.....	2 7
宮下 聡君.....	3 7
委員長報告.....	5 0
散会の宣告.....	5 2

第 3 号 (9月29日)

議事日程.....	5 3
出席議員.....	5 4
欠席議員.....	5 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	5 5
事務局職員出席者.....	5 5
開議の宣告.....	5 6
議事日程の報告.....	5 6
認定第 1 号の質疑、討論、採決.....	5 6
認定第 2 号の質疑、討論、採決.....	5 9
認定第 3 号の質疑、討論、採決.....	6 0
認定第 4 号の質疑、討論、採決.....	6 0
認定第 5 号の質疑、討論、採決.....	6 1
認定第 6 号の質疑、討論、採決.....	6 1
認定第 7 号の質疑、討論、採決.....	6 2
認定第 8 号の質疑、討論、採決.....	6 4
認定第 9 号の質疑、討論、採決.....	6 4
答弁の訂正.....	6 5
議案第 1 号及び議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 5
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 7
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 8

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 9
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 0
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 1
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 2
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 4
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 5
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 6
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 7
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 7
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 9
同意第 1 号の上程、説明、質疑、採決.....	8 0
同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決.....	8 1
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 1
発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決.....	8 3
発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決.....	8 3
発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決.....	8 4
発議第 4 号の上程、質疑、討論、採決.....	8 4
会期日程の変更、採決.....	8 5
村長あいさつ.....	8 5
議長あいさつ.....	8 6
閉会の宣告.....	8 7

招 集 告 示

麻績村告示第8号

平成21年第3回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年9月7日

麻績村長 飯 森 文 治

1 日 時 平成21年9月17日(木) 午後1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	若林今朝路君	2番	宮下光晴君
3番	坂口和子君	4番	三浦武君
5番	塚原紀男君	6番	小山茂孝君
7番	宮下聡君	8番	宮下喜光君

不応招議員（なし）

平成21年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成21年9月17日（木）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長あいさつ
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 請願、陳情、要請等の委員会付託について
- 日程第 6 議案第 1号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 議案第 2号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
- 議案第 3号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて
- 議案第 4号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 7号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 8号 平成21年度麻績村老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 9号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 平成21年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 平成21年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成21年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

号)

- 日程第 7 認定第 1号 平成20年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成20年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成20年度麻績村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成20年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成20年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成20年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成20年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成20年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号 平成20年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 平成20年度決算書会計管理者説明

日程第 9 平成20年度決算書審査意見書報告

出席議員(8名)

1番	若林今朝路君	2番	宮下光晴君
3番	坂口和子君	4番	三浦武君
5番	塚原紀男君	6番	小山茂孝君
7番	宮下聡君	8番	宮下喜光君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(8名)

村長 飯森文治君 副村長 市川浩史君

教 育 長	塚 原 勝 幸 君	総 務 課 長	立 花 幹 司 君
振 興 課 長	飯 森 力 君	住 民 課 長	柳 原 俊 文 君
観 光 課 長	臼 井 孝 夫 君	代 表 監 査 委 員	花 岡 興 男 君

事務局職員出席者

議会事務局長	宮 下 勝 富	書 記	葦 澤 慶 一
--------	---------	-----	---------

開会 午後 1時30分

開会及び開議の宣告

議長（宮下喜光君） 皆様、ご苦労さまでございます。

それでは定刻となりましたので、21年第3回麻績村議会定例会を始めたいと思います。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成21年第3回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（宮下喜光君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明を願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

会議録署名議員の指名

議長（宮下喜光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、1番、若林今朝路議員、5番、塚原紀男議員を指名いたします。

会期の決定

議長（宮下喜光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

8月24日開催の議会運営委員会において、本日9月17日から9月30日までの14日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を9月17日から9月30日までの14日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日9月17日から9月30日までの14日間と決定いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下喜光君） 日程第3、村長あいさつ。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成21年第3回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、このたびの村議会議員一般選挙におきまして、ご当選をされました皆様方には改めてお祝いを申し上げます。村政発展のため、今までの経験を生かされ、一層のご活躍をされますようご期待をしております。

9月も早中旬となりましたけれども、実りの秋を迎え、何かと気ぜわしい日が続く今日この頃となりました。ご承知のとおり、昨年来の世界的金融危機を背景に前年度、本年度と景気浮揚に向け緊急経済対策がとられ、麻績村におきましても、国からの臨時交付金などにより事業の前倒し実施を初めといたしまして、地域経済の安定、雇用の確保などに努めているところでございます。

このような中、8月30日に行われました衆議院議員選挙の結果を受け、政権交代という政

治の大きな節目を迎えることになりましたが、地方自治体が既に計画しております各種事業につきましては、その実施に支障が出ないように配慮を願うものでございます。

さて、平成21年度も半ばとなりましたが、麻績村における本年度の主要事業であります文化活動や地域間交流の拠点としての地域交流センターの工事もご承知のとおり、順調に進んでおります。

また、光ファイバーケーブルの布設工事につきましても、村民アンケート調査や検討委員会での協議、申請など必要な事務処理も進み、各地区説明会を開催する段階となりました。今後、村民の皆様のご理解をいただきながら、円滑に進めてまいります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等につきましては、平成20年度の決算に基づき、審査が行われました。その結果、実質公債費比率は単年度で16.4%、3カ年平均で17.0%と、早期健全化基準を満たしております。全体といたしまして、下水道事業等起債償還のピークも過ぎていることから、今後も地方交付税等の額に大きな変動がない限り、健全化基準を満たしながら、財政運営ができる見通しでございます。

しかし、先行き不透明な状況下、これからも引き続き行政改革を進め健全財政の堅持に努めてまいります。その上で、公共事業の計画的実施、福祉の充実、産業の振興、教育環境の整備等推進をしていく考えでございます。課題も山積をしておりますけれども、信頼と創意工夫の村政を継続し、行政サービスの維持向上と地域の活性化を図るべく、効率的行政執行に一層の努力をする所存でございます。

今定例会では、平成20年度決算認定を初め、条例の改正、平成21年度一般会計、各会計の補正予算、人事案件ほかの議案を上程いたしますけれども、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

諸般の報告

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第4、諸般の報告を行います。

地方公共団体の財産の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、既にお手元に配付してあるとおりであり、村長から報告がありました。

なお、報告事項につきましては質疑を行いません。ご了承ください。

次に、議員派遣結果報告についても、印刷してお手元に配付してあるとおりです。ご了承

をください。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

請願、陳情、要請等の委員会付託

議長（宮下喜光君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

この件につきましては、さきの議会運営委員会におきまして、それぞれ付託する委員会を決定しております。

第21 - 9号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情1件については総務経済委員会に、第21 - 6号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情、第21 - 7号 少人数学級の早期実現、教職員数増を求める意見書の提出に関する請願、第21 - 8号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願、以上3件については、社会文教委員会にそれぞれ付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

議案第1号～議案第14号の一括上程

議長（宮下喜光君） 日程第6、議案第1号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてから議案第14号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までを一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、提案理由説明、審議、採決については9月29日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

認定第1号～認定第9号の一括上程

議長（宮下喜光君） 日程第7、認定第1号 平成20年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成20年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、認定については9月29日に審議、採決を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

平成20年度決算書会計管理者説明

議長（宮下喜光君） 日程第8、決算書会計管理者説明を議題といたします。

本日は会計管理者総務課長による款、項の説明を行ってまいります。

については、一般会計及び特別会計について一括して説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認め、平成20年度決算について会計管理者総務課長の説明を求めます。

立花会計管理者。

会計管理者兼総務課長（立花幹司君） 平成20年度麻績村一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、ご説明をいたします。

座って説明させていただきます。

説明につきましては、一般会計、特別会計決算書及び一般会計及び特別会計、別表の資料に基づいて行います。

一般会計について申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入についてでございますが、調定額 2 億 7,387 万 6,062 円に対し、収入済額 2 億 6,720 万 6,150 円で、収納率 97.6% であります。不納欠損額は村民税で 10 万 2,017 円、全額滞納繰越分であります。固定資産税で 71 万 7,845 円ですが、現年度課税分で 16 万 4,400 円、滞納繰越分で 55 万 3,445 円となっております。収入未済額、いわゆる滞納額ですが、585 万 50 円で前年度より 112 万 2,353 円減少しております。

款 9 地方交付税につきましては、13 億 5,907 万 6,000 円で前年度より 6,564 万 3,000 円の増であります。普通交付税 12 億 4,997 万 8,000 円、特別交付税 1 億 909 万 8,000 円の内訳であります。

続いて、2 ページをごらんください。

款 13 国庫支出金は調定額 2 億 3,405 万 503 円に対し、収入済額 6,356 万 7,503 円で収入済未済額 1 億 7,048 万 7,000 円です。これは定額給付金地域活性化生活対策臨時交付金等の事業執行の翌年度繰り越しによるものであります。

款 15 財産収入は調定額 5,433 万 9,323 円に対し、収入済額 3,228 万 2,351 円で収納率 59.4% であります。不納欠損額は 32 万 2,845 円で別荘貸付収入の現年度分です。収入未済額ですが、2,173 万 4,127 円で前年度より 112 万 2,353 円減少しております。

款 17 繰入金金は 3 億 6,802 万 7,245 円です。前年度が 2 億 4,193 万 6,741 円でありましたので、1 億 2,609 万 504 円の大幅増です。大半が 7 基金からの繰入金です。

款 18 繰越金は 8,019 万 8,080 円でほぼ前年並みの額です。

次に、歳出について申し上げます。

4 ページをごらんいただきたいと思っております。

全体を通して翌年度繰越額が 2 億 5,236 万 8,000 円と大幅な繰越額となっております。昨年からの世界的経済不況に伴う景気浮揚策として地域活性化生活対策臨時交付金が交付されることとなったものであります。本年 2 月の臨時議会において補正を行ったものでありますが、20 年度内に事業完了が不可能なことに伴い、予算全額を 21 年度に繰り越したものであります。このほかにまちづくり交付金の一部、定額給付金、子育て応援特別手当等を繰り越したものであります。

款別に申し上げます。

款 2 総務費については、3 億 6,251 万 9,993 円の支出額で前年度より 4,850 万 1,768 円の減となっております。企画費が減の主な項目です。

款 5 農林水産業費については、1 億 65 万 5,727 円の支出額で前年度より 2,916 万 6,447 円の

増となっております。農産物直売施設の建設を行ったものであります。

款6 商工費については、1億7,143万6,417円の支出額で前年度より2,530万2,609円の増となっております。聖湖つり棧橋改修工事を行ったものであります。

款9 教育費については、2億1,762万9,889円の支出で前年度より3,629万26円の増となっております。放課後子供プラン推進費が全額増、総合体育館の屋根工事費等が増の主なものであります。

款10 公債費については、4億1,101万8,758円の支出額で前年度より7,482万6,172円の増であります。繰上償還に伴う増であります。

歳入27億360万8,397円、歳出25億6,228万1,238円、差引1億4,132万7,159円ありますが、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が5,864万1,000円ありますので、実質収支額は8,268万6,159円あります。

以上が一般会計の歳入歳出決算の概略の説明でございます。

続きまして、特別会計について申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計の概要について申し上げます。

歳入では、款1 国民健康保険税であります。調定額7,717万232円に対し収入済額6,785万2,718円で収納率87.9%であります。不納欠損額は339万1,515円あります。現年度課税分で30万2,655円、滞納繰越分で308万8,860円となっております。収入未済額が592万5,999円ありますが、前年度より222万9,033円減少しております。

款3 国庫支出金は、8,795万3,362円で前年度が1億1,732万5,218円ありますので、2,937万1,856円の減であります。

款5 療養給付費交付金は、2,540万4,000円で前年度が1億1,639万8,000円ありますので、9,088万4,000の大幅減であります。退職者療養給付費交付金のみとなったためであります。

款6 前期高齢者交付金は、20年度に新たに設けた款であります。65歳から74歳までの国保加入者の医療費交付金で1億2,291万7,395円あります。

款10 繰越金は、3,111万6,640円で前年度より1,714万2,258円の増であります。

次に、歳出であります。款2 保険給付費は2億9,877万531円で前年度より2,092万177円の増であります。

款3 後期高齢者支援金等、款4 前期高齢者納付金等は20年度に新たに設けた款であります。

款5 老人保健拠出金は、1,268万40円で前年度より4,272万681円の大幅な減であります。

款10諸支出金は1,239万2,432円で前年度より1,174万5,631円の大幅増であります。

歳入 4 億2,415万323円、歳出 4 億1,060万4,653円で差引1,354万5,670円であります。

続いて、老人保健特別会計について申し上げます。

歳入4,678万7,248円、歳出4,435万3,252円で差引243万3,996円であります。前年度に比較し、歳出で 4 億6,139万7,585円の大幅な減であります。これは後期高齢者医療制度が新たな制度として20年度から始まったことによるものであります。

以上でございます。

続いて、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入については、款 6 諸収入を除いて前年度より、いずれの款においても増えております。水道使用料金を20年度に改定したことにより、款 2 使用料及び手数料7,039万6,111円で前年度より439万6,947円の増となっております。不納欠損処分10万315円行いましたが、収入未済額60万3,854円があります。

歳出では、款 3 公債費 2 億1,029万8,715円で前年度より7,610万4,403円と大幅に増えておりますが、これは7,788万735円の繰上償還を行ったことによるものであります。

歳入 3 億2,065万8,760円、歳出 3 億1,366万4,449円で差引699万4,315円であります。

以上でございます。

続きまして、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

歳入73万2,513円で、歳出ゼロ円であります。地上権分譲実績はありませんでした。

続きまして、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

歳入1,621万9,225円、歳出698万2,242円、差引923万6,983円であります。第 2 次分譲地で 1 区画販売することができました。

以上でございます。

続きまして、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入では、下水道使用料を20年度に改定したことにより、款 2 使用料及び手数料4,076万1,957円で前年度より755万9,813円の増となっております。収入未済額ですが、款 1 分担金及び負担金で36万5,000円、款 2 使用料及び手数料で15万1,260円であります。

歳出では、款 3 公債費 1 億4,306万6,600円で、前年度より75万8,514円の微増であります。

歳入 2 億62万6,211円、歳出 1 億9,344万3,414円で差引718万2,797円であります。

続きまして、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入では、款 1 保険料5,209万7,890円でありますが、収入未済額12万210円があります。

歳出では、款 6 諸支出金418万6,093円ではありますが、前年度より904万7,746円と大幅な減額であります。

歳入 3 億5,176万5,730円、歳出 3 億1,922万8,574円で差引3,253万7,156円でありました。最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

この会計は20年度新たに設置したものであります。75歳以上の後期高齢者の医療給付を行うに当たり、広域連合納付金を処理するためのものであります。

歳入3,266万7,991円、歳出3,265万1,542円で差引 1 万6,449円であります。

以上、一般会計、特別会計の決算の概要の説明を終わらせていただきます。

議長（宮下喜光君） 平成20年度決算の一般会計及び特別会計について、会計管理者の説明が終わりました。

平成 2 0 年度決算審査意見書報告

議長（宮下喜光君） 日程第 9、平成20年度決算審査意見書報告を議題といたします。

監査委員の決算審査について意見を求めます。

花岡代表監査委員。

代表監査委員（花岡興男君） それでは、平成20年度の決算についてご説明を申し上げます。

7月14日から監査を実施し、その結果につきましては、意見書のとおりでございますが、概略申し上げますので、よろしく願いをいたします。

それでは、座って説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

各会計とも計数及び関係書類につきましては、誤りがなく適正と認めたところでございます。

財産及び物品についても適正に管理され、台帳等も整備されていると認め、また基金についても適正に運営され、正確であるところを認めました。

次に、一般会計について申し上げますが、歳入で前年度比107.4%、歳出では105.1%となりました。翌年度への繰越金額を除いた実質収支は8,268万6,000円、実質単年度収支は9,663万2,000円とともに黒字決算となりました。

歳入の主なものは、一般財源では村税と地方交付税が増となり、前年度比104.0%、歳出の義務的経費は前年度比107.3%と増となりましたが、これは繰上償還を行ったことにより、

公債費が大幅に伸びたためでございます。

財政力指数につきましては0.2、経常収支比率につきましては82.4%で、前年度を0.9%改善されましたが、この抑制には今後とも努めていただきたいと、こう思っているところでございます。

公債費比率、それから起債制限比率等は指標を下回っており、また、基金の状況や財政健全化法における数値等を含め、総合的に見て健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、歳入は地方交付税が歳入総額の50.3%、繰入金が13.6%、村税が9.9%となっております。

歳出は予算に対する執行率が88.9%と非常に低いわけですが、繰越額があるため、その他は予算化された事業はほぼ順当に執行されているものと認めました。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度比100.3%、歳出では104.8%となりました。

歳入では、国民健康保険税が歳入全体の16%、前期高齢者交付金は29%、国庫支出金が20.7%となっております。

歳出では、保険給付費が72.8%を占めております。高額療養費は705件の3,512万円となりました。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

歳入歳出ともに前年度の約9%程度となったのは、老人保健加入者が新たに設けられた後期高齢者医療特別会計に移行し、1カ月の精算分となったためでございます。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入主たるものは、一般会計繰入金が歳入比で37.7%、使用料及び手数料が22%、村債が30.9%で、歳出では繰上償還が行われ67.1%となっております。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業について申し上げます。

取り扱い件数はなく繰越金のみ決算となっております。

次に、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

1区画の販売ができ、残り11区画となりました。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は一般会計繰入金が歳入比65.1%、使用料及び手数料が20.3%を占めており、歳出では公債費が74%を占めております。水洗化率は3事業で79.2%となっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入は支払基金交付金、国庫支出金、保険料が主たるもので、歳出は保険給付費が92.8%を占めております。介護認定者は昨年とほぼ同じ201人となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

これは、新たに設けられた会計で歳入は保険料と繰入金の主たるもので、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金が主たるものでございます。

次に、高等学校生徒奨学金基金について申し上げます。

正確に処理されていることを認めました。

次に、土地開発基金について申し上げます。

面積401.72平米を690万円で取得し、また天王住宅団地1区画を譲渡した決算となっております。

総体的には、財政健全化による実質公債費比率が17%と基準を下回っておりますが、今後とも健全な財政運営に配慮していただくことを望むところでございます。

なお、細部については、本意見書では省略しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、申し上げ報告といたします。よろしく願いいたします。

散会の宣告

議長（宮下喜光君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

平成21年第3回定例会9月議会第1日目を終了いたします。

この後、議会全員協議会にて、補正予算等の提出議案について提出者より説明を受け、終了後、各委員会に分かれて付託案件についてのご審議をお願いしたいと思います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時09分

平成21年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成21年9月24日（木）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 若林今朝路君

2番 宮下光晴君

3番 坂口和子君

4番 三浦武君

5番 塚原紀男君

6番 小山茂孝君

7番 宮下聡君

8番 宮下喜光君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（7名）

村長 飯森文治君

副村長 市川浩史君

教育長 塚原勝幸君

総務課長 立花幹司君

振興課長 飯森力君

住民課長 柳原俊文君

観光課長 臼井孝夫君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富

書記 葦澤慶一

開議 午前 9時00分

開議の宣告

議長（宮下喜光君） おはようございます。

それでは、定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成21年第3回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、市民タイムスより撮影、また議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議事日程の報告

議長（宮下喜光君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より本日の議事日程について説明を願います。

宮下事務局長。

〔事務局長説明〕

一般質問

議長（宮下喜光君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は3名です。質問の順序は抽せんの結果、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりであります。

順番に発言を許可いたします。

坂 口 和 子 君

議長（宮下喜光君） 3番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

3番、坂口議員。

〔3番 坂口和子君 登壇〕

3番（坂口和子君） 私はさきに通告いたしました案件について質問させていただきます。

まず最初に観光事業について、2番目には別荘業務についてです。

最初の観光事業についての1番、観光事業研究検討委員会の開催は継続されるのかということについてです。

21年度当初予算に観光総務費の報酬として33万1,000円が委員9名分として予算化されておりまして、これに関しまして、既存の研究検討委員会のうち本年度は別荘に関する研究検討委員会であり、今回別荘に関する答申書が提出されるものと解釈しております。そのため、以降は観光事業全般にわたっての研究検討委員会そのものは、もう今後解散されて継続されないのかどうか伺います。

20年度の指定管理事業を全体的に見た場合、事業収入が約1億800万円、指定管理料が5,600万円、そして収入合計が1億六千余万円ということ、そして支出が1億4,000万円、収支2,077万円となっております。21年度についても四半期の状況が先回説明されまして、指定管理事業についても一部は減額傾向にあり、今後これらの事業を継続していくことには村民の理解が得られにくいのではないかと懸念する点があります。その点をどのように考えているか伺います。

観光事業全般を見たときに、地域再生マネジャー事業に3年間で4,500万円、指定管理事業で3年間で約1億7,000万円、合わせると2億1,500万円を投資することになり、飯森村長の公約にある観光事業の会計の透明性と、本年度の予算提案書で掲載されている観光事業の見直しと新たな手法による事業展開に関しましては、今回の観光施設の運営に関する指定管理事業と別荘に関する研究検討委員会を検討した観光事業研究検討委員会の任務について、総体的にどのように解釈し、今後の方針をどのように考えているかを伺いたいと思います。任務は今回限りで終わりとするのか、そのことを伺いたいと思います。

次に、2番目の観光事業の新しい企画計画はあるのかについてですけれども、指定管理している事業のうち索道事業については、19年度から21年度の四半期の同時期を比較しても3年間を通して激減しています。特にスキーに関しては、温暖化による降雪量が減少していることに加え、スキー人口が減少していることも要因の一つであろうとは考えられます。

また、今後索道事業を継続するとなれば、リフトの保守点検、管理全般からも相当な経費を要するのではないかとと思われます。先般、課長に確認したところ、本年度から5年間いわゆる7,500時間でリフトそのものが取りかえが必要になり、現在の規模を維持するには約1億円の経費が必要とのことでした。そのことから考えても、今後の索道事業についての検討が必要かと思われます。

また、博物館に関しても、20年度決算から事業収入を含めた収支については、村職員1名の人件費は一般会計から出ております。収支の結果、約52万円となっております。博物館の展示物、建物自体も建設当時からほとんど手が加えられていないのではないかと。今後いわゆる博物館としての目的が維持できるのかが疑問視されます。このようなことから新しい企画計画は何か考えられているのか伺います。

次に、別荘についての質問に関してです。

1番目の土地利用計画、環境整備、分譲方式の新たな方向性についてですけれども、研究検討委員会で検討された答申内容について、29日の全協で詳しい説明があるよしに聞いてはおりますが、この質問事項について主要な点を答弁いただきたいと思えます。

また、2番目の返還別荘の取り壊し状況については、先般の決算説明のところで担当課のほうから資料が提出されておりますので、それを参考にして伺います。別荘の建物寄附者一覧表から本年7月現在で取り壊しが行われた別荘はありません。本年度の予算に210万円が盛り込まれておりますけれども、この計画は今後どのように実行されるのか伺います。

以上2点についてそれぞれ細かい項目がありますけれども、質問させていただきます。

関連質問については、自席で行いますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下喜光君） 答弁を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 3番、坂口議員の一般質問にお答えをいたします。

まず最初に、観光事業についてということで、1番目の観光事業研究検討委員会の開催は継続されるのかというご質問でございますけれども、この委員会につきましては、観光事業全般に関する事項、あるいは別荘業務全般にわたる事項につきまして、村長の諮問に応じて研究検討するという委員会でございます。諮問した事項につきまして研究検討し、答申が出ますと、委員会の役割というものは一応終わったこととなります。しかし、諮問すべき事項というのはその都度出てまいりますので、必要に応じて開催をするということでございます。

次に、2番目の観光事業の新しい企画計画はあるのかということでございますけれども、まず、観光施設の効率的運営、誘客増に係る新企画につきましては、指定管理者であります財団法人聖高原開発公社で計画をし、進めているところでございます。新作メニューの発表でありますとか、周辺市町村での誘客宣伝、あるいは各種イベントの工夫などによりましてサービスの向上と利用客の増を図り、経営内容の向上を目指しているといった状況でございます。具体的内容につきましては、担当課長から申し上げたいと思います。

次に、別荘業務についてということでございますけれども、まず最初に、土地利用計画、環境整備、分譲方式の新たな方向性はということでございますけれども、この件につきましては、別荘地等研究検討委員会で7回にわたりまして検討されまして、答申が出されたところでございます。この答申を尊重いたしまして、今後具体的に進めていきたいというように考えております。

基本的な考え方といたしましては、麻績村の観光事業は、自然環境に配慮しながら村の財産を有効に活用し自主財源を確保する一方、村の活性化を図ることにございます。財産、環境保全の上で地上権分譲方式を尊重する考えでございます。その上で、自主財源である地代を永続的に確保するために、また固定資産税等の一般財源を確保する上でも、土地利用計画に基づきまして財産の契約、解除、あるいは新規契約など含め、別荘地の地上権契約が一定規模常に適切に行われ、別荘地が有効に活用されるという必要がございます。そのためにはさまざまな施策を展開しなければいけませんけれども、その一つといたしまして、別荘地内の環境整備を進め、聖高原の魅力を高めることにございます。

具体的に実施をしているもの、あるいは計画中のものについて申し上げます。

既に、見通しが悪くなり景観を損ねている別荘地内の立木伐採を初めとした環境整備事業を実施しておりますけれども、本年度からは事業規模を拡大をいたしました。国・県の助成制度の今後の動向にも関係してまいりますけれども、現状で進みますという5年から6年で主要な区域につきましては完了させたいという計画でございます。また、別荘地内の基幹道路でございます、聖湖からすずらん湖公園に至る村道の全面改修工事も予定をしております。新年度以降における村全体の主要道路の改良整備計画を現在策定中でございますので、その中に組み入れまして順次実施をしていきたいというように考えております。

環境整備とともに土地利用計画に基づく地上権分譲の促進、宣伝、また別荘管理等も円滑に進める必要がございます。答申に基づき実施をしていきたいというように考えております。

次に、2番目の返還別荘の取り壊しの状況ということでございますけれども、寄附を受けた別荘は現在15棟ございます。答申の内容を尊重いたしまして、今後使える別荘と使えない別荘の調査をさらに行い、取り壊すべきものについては景観上速やかに処分し、使える別荘についても日々老朽化が進むことを考えますと早急な手当てと利用方法を考えてまいります。

なお、今後は観光事業全体の中で、財源配分等も考慮した上で計画的に環境保全、景観整備、安全性の確保のために使えない別荘の取り壊しを行っていきたいというように考えております。

以上、3番、坂口議員の一般質問にお答えをいたしました。

議長（宮下喜光君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 先ほど観光事業の新しい企画計画の中でどんなものがあるかということで、具体的な事例につきましてお答え申し上げます。

今まで数々の施策ですとか、あるいは計画を立てまして、村の知名度を上げて観光立村として村民益になるよう努めてまいりましたけれども、時代の推移、それから社会状況の変化、これによりまして非常に観光事業は影響を受けやすくなっております。そのため今年度任期付職員としまして観光企画業務課長を置きまして、企画計画し、誘客それから集客に努めているところでございます。

具体的には、善光寺のご開帳に合わせまして麻績村の観光物産ブースの出店、信濃観月苑ですとかシェーンガルテンにおきます善光寺ご開帳記念の村民特別優待割引の実施、同じく観月苑での日本の心、和の楽しみ方教室としましてペアでの来園のお誘い、それから、シェーンガルテンやレイクサイド館におきましての新メニューとして善光寺街道旅御膳の提供、また夏限定の釣りのお客様への釣りそば、これらのところも販売等、実際に計画し実行してまいってきております。

これからの計画につきましては、レイクサイド館においてのこねつけバーガーですとか、これはこねつけとハンバーグを一緒しました製品でございますが、この開発、試食、それから販売、それから検討事項としましては、特製の肉皿ですとか、キャンプ場利用者への食材販売提供ですとか焼き肉まつり、また、シェーンガルテンおみのローン広場の活用としましては、ランチバスケットの開発ですとか四つ葉のクローバー探し、そして親子での間伐体験教室など、企画立案と実践、商品化を進めておりまして、常に新しい企画計画を念頭に進めているところでございます。

また、誘客宣伝活動としまして7月2日には、村長も加わりまして近隣松本市、安曇野市、

塩尻市等を中心に保育園、幼稚園、小学校を初め公民館ですとか地区、老人クラブ等、約250団体を訪問しまして誘客宣伝活動を展開しているところでございます。これらの活動につきましては、すぐに大きな結果が出るというものではございませんので、徐々に浸透して定着していくものと期待しておるところでございます。

以上です。

議長（宮下喜光君） 坂口議員。

3番（坂口和子君） それでは、関連質問で質問させていただきます。

まず、最初の研究検討委員会に関してですけれども、今、課長からもありましたけれども、その企画については大変いろいろな面で多面的に配慮されて検討されているということですが、観光事業そのものが全国的に経営が困難になっておりまして、どこの自治体でも観光施設に大きな投資をしているところほど、その観光事業自体が自治体の足かせになっている傾向にあるのではないかと思います。

当村においても観光事業研究検討委員会というものは、先ほどの村長の答弁では、諮問機関として今までなされておったということですが、今後、麻績村の観光事業全般、別荘も含めてですけれども、もっと長期的、中期的、短期的、そういうものを総合的にやはり本腰を入れて検討研究するそういう委員会が設立なされ、そして方向性を打ち出す必要があるのではないかと思います。

地域再生マネジャー事業でもいろいろ分析されまして、アドバイスを受けております。その成果がどこに見えているのかがまだはっきりしていないように思われますけれども、その点、村長のお考えとして、この観光全体、麻績村が観光で今後もやはりそれを打って出るとすれば、全般的な考えについて研究される委員会というものが別枠でつくられ、そしてその組織については、それぞれ専門的な見地から、またはそういう観光事業の経験的豊かな知識を持っているそういう方々等、メンバーもしっかりと考えて検討する必要があるのではないかと思いますけれども、その組織の立ち上げについてはどのようにお考えですか。

議長（宮下喜光君） 飯森村長。

村長（飯森文治君） 観光事業の見直しにつきましては、ご承知のとおり、今2方面から検討しております。一つの方面といたしましては、別荘地の開発を今後どうするかというのがまず1点、それから、もう一つが観光施設の経営状況を改善するためにはどうするかと、その両方向から観光事業全体の見直しをしようということで現在進めております。それに対応する検討委員会が観光事業等研究検討委員会、また別荘地等研究検討委員会という2つの

委員会がございまして、これは規定されている委員会でございます。

その委員会で今まで検討をされてまいりまして、そして、その答申に基づいて行っているわけでございますけれども、公社の指定管理につきましてもその答申に基づいて行い、そして、これから別荘業務につきましても今回の答申に基づいて行っていくということでございまして、現在の委員会は機能しているというように考えておりますので、新たにこれ以上の委員会をつくるのかどうかということについては、現在は必要ないと思っておりますけれども、今後これ以外の目的を持った委員会が必要であるということになれば、その時点で考えていきたいというように思います。

議長（宮下喜光君） 坂口議員。

3番（坂口和子君） 先ほどの村長の答弁、それからただいまの答弁からいたしましても、村民にその成果がどのように映っているか、それから、先ほども言いましたように、中期長期的なものがやはり大きく見えてこない、村民自身が麻績村の観光をどのように解釈して、村民がどのように協力したらいいかということ、もうこのことに関しては何回も私も一般質問でやらせていただいておりますけれども、総体的な考え方は、村長の答弁からは一応理解はできるんですけれども、具体的に諮問された内容をどのように展開していくかということがもう少し具体的に出てこない、村民に理解が難しいと思うんですけれども、そこらはどうでしょうか。

議長（宮下喜光君） 飯森村長。

村長（飯森文治君） まず、観光事業の第一歩としましてどういうことを村民に知らせなければいけないかということですが、観光施設につきましては、まず経営状況を明らかにする、そして、経営状況がこうなっているんだということを明らかにして、それから問題点を改善していくということでございまして、そのまず第一歩として専門機関に依頼をしまして経営分析をし、そしてそれを村民に公表したと、今までかつてないことだと思います。

今まではそういうことが明らかにされていなかった、したがって、どこをどう直せばいいかということも村民の皆さんはわからなかったわけでございますけれども、今度は村民の皆さんだれが見ても明確になったわけでございますから、そういう意見を吸収して改善をしていくという方向にあるわけでございます。この諮問機関の委員も一般の方から公募したり、一般の人も入れてご意見をお伺いして進めているという状況でございますから、今までに比べればかなり村民の皆さんの意見も反映されているというように私は考えております。

議長（宮下喜光君） 坂口議員。

3番（坂口和子君） それでは、そのことに期待いたします。

次に、別荘業務についての関連質問ですけれども、別荘地貸付滞納分が年々やはり増加しております。20年度についても地代収入分より21年度の4月1日現在では約200万円、累積滞納分があります。収入率それから処理率も年々低下しております。この点についての検討はどのようにお考えでしょうか。

議長（宮下喜光君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 別荘地代の納入状況でございますが、先ほどご指摘いただきましたとおり、向上しているというような状況ではございません。昨年につきましても、おっしゃられましたような数字が並んでいるということがございます。これを踏まえまして今年度特に、答申の中にも出てございますけれども、滞納の収納に当たりまして力を入れていきたいと。滞納収納に当たりましては、督促状の発送ですとか催告状の発送、電話での納入の督促等のほか、直接該当者のお宅にお邪魔しましての交渉等できる手段を講じまして収納の向上に努めているところでございます。

現在も県外への収納のために4回ほど出ております。6月2回、8月、9月ということで全部で26件訪問いたしまして、収納額としまして10万円ほどの収納をいただきまして、あとお話をさせていただいているというような状況でございます。

滞納の原因につきましては何かを把握しまして、分析、解決し得る方法が見えまして、お互いの合意のもとに解決しまして地代の納入を促すと。合意を得ることができない方につきましては、特に長期的な滞納者になるうかと思っておりますけれども、解約を勧めまして、地上権を抹消して、村の村有地として村の所有にし、村が所有する方向を考えております。

また、弁護士等関係機関と連携をとりまして、法的手段をもって地代長期滞納者に対応するという事も考えております。

以上です。

議長（宮下喜光君） 坂口議員。

3番（坂口和子君） ただいまの別荘の状況について、住民への情報公開をどこまでどのようにされますか。私たちも議員として住民からいろいろ質問されたときに、果たしてどのくらいまで情報公開をしていいかということが迷う場合があります。先ほどの村長の答弁によりますと、いろいろな機会を使って透明化して情報提供をしているということでしたけれども、その点情報公開を別荘に関してはどのようにしていかれるのがベターだとお考えでしょうか。

議長（宮下喜光君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 別荘の皆さんとの交流会というのを年1回、大体開いておりますけれども、この交流会をより緊密にしていけたらというようなふうに思っております。また、文書的なものとしましては、公開、公表というようなことは特に今までも別荘のみのものというものはしてまいりませんでした。これにつきましても別荘をお持ちの皆さんの心情等いろいろなものがございます。別荘をお持ちの皆さんにつきましては、特に先ほど申し上げました住民の皆さんとの交流を望む方、また望まない方、そっとしておいてくれというような方、多々ありますので、それらのところを踏まえまして対応しているところでございますけれども、村民の皆さん、あるいはいろいろな方からお問い合わせがあった際には公開するという形のを前提に対応しているところでございます。

以上です。

議長（宮下喜光君） 坂口議員。

3番（坂口和子君） 村長に伺いますけれども、今回の答申はもう出たわけでしょうか。出たとすれば、その内容についての主要な部分だけでもここで答弁いただけるのか、それとも先ほど私も周知しております29日の全協のときまで持ち越すのか、そこら辺のところはいかがでしょうか。

議長（宮下喜光君） 飯森村長。

村長（飯森文治君） この委員会の答申につきましては、7回の検討会議の結果まとまりまして、そして、最終的に調整をして、今朝受け取ったという状況でございます。全体的な内容はわかりますけれども、細かな内容については、改めて内容を精査して全協の折にご説明をしたいというように考えております。

議長（宮下喜光君） 坂口議員。

3番（坂口和子君） 今回の私の質問は、以上で終わらせていただきます。

いずれにいたしましても観光事業は麻績村の大きな目玉であり、今後村民と一丸になって進めていかなくてはいけないと思いますので、いろいろな点で研究され検討されていることが今後できるだけ速やかに、やはりそれが反映され、村財政に少しでもプラスになる方向でいかればいいかなと思っております。今後とも村長初め関係の皆さんにはご期待申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問は終わりたいと思います。

議長（宮下喜光君） 3番、坂口議員の一般質問が終了しました。

若 林 今朝路 君

議長（宮下喜光君） 続いて、1番、若林今朝路議員の一般質問を許可します。

1番、若林議員。

〔1番 若林今朝路君 登壇〕

1番（若林今朝路君） それでは、私のほうから質問事項として通告してございます4年間の総括ということでございますが、それぞれ4年間、議場においていろいろな質問をしてみました。ですから4年間というこういった形の中での含みも若干含めまして、当面する課題、こういったようなもの等々4点ほど質問させていただきたいと、このように思うわけでありませぬ。

まず、1点目は行政改革、この関係でございます。それぞれ職員体制なり教育意識の高揚、こういったものの関係が1点であります。それから、有害鳥獣駆除について、こういった具体策、こういったものについてのご質問をさせていただく。また、3点目には交流センターの今後の利活用、この推進について。光ファイバーの普及推進について。当面するこの4点について質問させていただきたいと思っております。

まず、行政改革についてでございます。

これは非常に課題として大きな問題で、特にすぐどうこう、こういった問題ではございませんけれども、それぞれ合併等も進められておりますし、また、自立という形の中での課の統合整備、こういったような問題も一応投げかけられてはおりますが、こころのお考え等々、また、職員体制についての見直し、こういったような形で、特に職員の減、こういったことも当然考えられるわけでありませぬが、これからの職員構造、こういった形の中での村民サービス、こういった面では、いかに事業展開をうまくこなしていくかというようなことになるわけでありませぬ。そういった中での事業の一部の委託方式、こういったようなものによっての行革、こういったようなものも考えられますが、こころの関係についてのそれぞれお考え等をお聞かせいただければと、このように思っております。

それから、有害鳥獣駆除の関係でございますが、今回私もこの関係が一番重点的に質問したいという事項でございます。遊休荒廃地、また森林整備、こういったようなものを今進められておるわけでありませぬけれども、それにもかかわらず、やはり有害鳥獣、こういった

ものの被害が年々多くなってまいっておるということでございます。幸い当村においては電気牧さく等々については6割補助ということで、近隣にない補助の支援をいただく中で、村民自身非常にこういったものでは駆除、こういったものについて大変ありがたく思っておるところでございます。

しかし、こういった電気牧さく、こういった形の中で、やはり鳥獣の保護という面では100%の効果があるわけでありましてけれども、それをやったところはきめんに効果があるんですが、それをやらない地域へ侵入してくるということで、総体個体数、こういったもの等々の減少、こういった対策をこれから講じていかなければ、まだまだこういった有害鳥獣、こういったものについての被害は減少してこない、こういったのが現状かと思えます。こちらの具体策、こういったものについてのお考えをいただければと、このように思います。

それから、交流センターの利活用の推進でございます。

私ども第14期の議会の中で、箱ものとして唯一交流センター、こういったものの建設に当たっては、議会、行政側と本当に大きな議論、論議、こういったものを進めてまいりまして、それぞれ竣工の運びになったわけでありまして。それぞれ来春竣工するわけでありまして、いよいよ施設が建った後、この利活用、こういったもの等も非常に大事になってまいりますので、そこらのところの考え方。

また、光ファイバーの関係についても、これも議会で議論したところでございます。そういった中で、これから地区へ入ったの懇談会、こういったものでの普及推進、これを図っていくということでございますが、これらの普及に当たって、ひとつまたお考え等をお聞かせいただければということでございます。

以上、4点それぞれご質問させていただいて、あとは自席にてご質問させていただきますので、お願いしたいと思います。

議長（宮下喜光君） 答弁を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 1番、若林議員の一般質問にお答えをいたします。

4年間の総括ということで、最初に行政改革について、職員体制、教育、意識の高揚についてご質問をいただきました。ご指摘のとおり、行政改革の主な目的といいますのは、行政サービスの維持向上を図りながら効率的行政執行を行い、最少の経費で最大の効果を上げることでございます。効率的な行政を行う上で、行政組織の見直しと職員の意識改革、研修制

度の充実などが必要となってまいります。

行政組織といたしましては、平成18年4月1日現在で5課1局3室1委員会の体制でございましたけれども、現在は4課1局1室1委員会の体制となっております。職員数におきましては、平成18年4月時点では56人ございましたけれども、退職者10人、採用者7人、差し引き3人減で、現在は53人ということになっております。長期的には、計画的に職員採用をしていくことが今後の村行政の円滑な推進に必要でございますので、今後とも職員数を抑制する一方、退職者の状況を考慮し、計画的に職員採用していきたいというように考えております。専門機関への委託等も今後の検討課題ということで研究をしてみたいと思います。

職員の研修、意識の高揚につきましては、長野県市町村職員研修センター、松本広域連合等で実施をしております年間研修計画に沿って、必要研修項目には該当職員を積極的に受講させております。県の各機関にも職員を派遣いたしまして研修をさせているところでございます。さらには、担当職務における専門的研修にも出席をいたしまして、資質の向上、意識の向上に努めているところでございます。

次に、2番目の有害鳥獣駆除について具体策はというご質問でございますけれども、9月7日現在での麻績村においての有害鳥獣被害の現状は、イノシシの被害が水田では件数で5件、7筆、5反歩余りに、畑におきましてはジャガイモ等に被害がございました。また、ハクビシン、ムジナ、タヌキ等による自家用野菜の被害も報告されておりますし、クマの出没も確認をされ、無線放送等で注意を呼びかけているところでございます。なお、シカの被害、その他カラス等の大きな被害の報告は今のところありませんけれども、対策といたしまして電気さく等の補助も現在まで5件、4人、1団体に行い、今後設置する予定の申し込み分及びわな等の資材提供費用につきまして、今議会に関連費用の増額の補正計上をしてありますので、よろしく願いをいたします。

捕獲に関しましては、有害鳥獣駆除対策協議会をお願いをいたしまして、狩猟以外で現在までにイノシシ7頭、シカ5頭の捕獲実績となっております。鳥獣害対策の基本は、個人で対策をしていただくところでございますけれども、イノシシ、シカ、クマ等の中型以上の有害獣になりますと、なかなか厳しいと思われれます。村では電気さく等の費用に補助を行い対処していくほか、県の対策とタイアップしながら進めてまいりたいというように考えております。

今後も電気さく、防護さく等の費用に対しまして補助を行い、負担の軽減を図るとともに、

狩猟以外においてわなの資材提供、情報提供を行い、個体調整を実施をいたしまして、被害の削減に努めてまいります。

なお、捕獲等を実施していただいております有害鳥獣駆除対策協議会会員の皆様にも、個々の仕事を持ちながらの長期間の対応の難しさ、また野生鳥獣の保護の観点から対応が難しい面もございまして、生態数も増加傾向が予測されますので、被害を受けた個人対応だけでなく、地域ぐるみの対応取り組みも不可欠なものと考えますので、ご理解とご協力をお願いをいたします。

次に、交流センターの利活用の推進についてということでございますけれども、交流センターの建設につきましては、ご承知のとおり中央公民館の老朽化に伴いまして、現在の公民館の児童クラブの機能を保ち、講演会やイベントなどが開催できる大会議室を備えた施設となっておりまして、地域住民の皆さんや各種団体の皆さんのご要望にこたえた利用しやすい充実した施設整備と考えております。

交流センターの活用につきましては、公民館としても、また社会学習や生涯学習の拠点といたしまして活発な事業推進を図っていききたいというように考えておりますし、各種講習会やミニコンサートなどの文化的イベントも計画的に開催をしていききたいというように考えております。

公民館を活用している各種団体におきましても、今まで積極的に対外的な各種会議や講演会の開催など誘致できなかった面もございましたけれども、地域交流センターの完成に伴いまして麻績インター篠ノ井線、国道403号、主要県道等の交通アクセスの利便性と地理的条件を生かした各種会議や交流事業等の誘致が積極的に図られるものと考えております。

また、麻績村でも各種会議や交流事業が開催されることによりまして、村の観光施設の活用や隣接する農産物直売所の利用促進も図られることから、地域に及ぼす波及効果にも大きな期待をするところでございます。

次に、4番目の光ファイバーの普及推進についてということでございますけれども、本年度急遽取り組むことになりました地域情報通信基盤整備推進交付金事業につきましては、既にご承知のとおり情報系ではブロードバンドゼロ地域の解消に向けて、また一方映像系ではテレビ地上波デジタル放送難視聴地域解消事業とあわせまして、全村に光ファイバー網を設置をしていくことといたしました。村民皆様には7月末発行の広報で情報系と映像系の事業概略の説明を行い、あわせましてアンケート結果も公表したところでございます。

事業内容の細部について検討した結果、情報系の事業提供方式をどのように行うか、検討

委員会を設置をし、ご意見を伺うこととすることにいたしまして、去る9月3日に村民識見者7名を含む18名の委員をもって検討委員会を開催し、情報系のインターネットサービス提供通信事業者の選定及び映像系の事業実施について検討をいただきました。情報系のサービス提供事業者は、NTT東日本とすることに決定をいただきました。

あわせて、映像系の利用者の使用料の負担につきましても当面無料とするとの是非を検討いただきました。映像系の接続普及推進を図る観点から5年程度を目安に利用者使用料を再検討することとし、この間無料としていくことに決めていただきました。設備の保守維持管理費等の経費の動向を見きわめる上で、その方向で進めていくこととしたいというように考えております。

村民の皆様には、光ファイバー設置による情報系のサービス提供事業、映像系でテレビ放送のほか自主放送等の行政情報の伝達方法等について、利用可能なサービス、費用等の面について村民皆様にご理解をいただけるよう、地区説明会を既に始めたところでございます。

以上、1番、若林議員の一般質問にお答えをいたしました。

議長（宮下喜光君） 若林議員。

1番（若林今朝路君） それではまず最初に行政改革、この関係についてであります。特にこの中で、職員の体制の見直しの中で検討いたすというようなことでございますけれども、特に私もまだ内部的にはよく承知はしておりませんが、特に正職員、こういった形の中で必要不可欠、この体制をつくる中で一応業務の委託、こういった形によつての収支、こういったものがどう変わってくるか、こんな形で特に具体的に私も全部網羅しておりませんが、仮に設計業務、こういったものも既にそういう形にはとっておろうかと思うんですが、そういった設計業務、こういったもの等については、村民サービスの面から見てえらい影響がないだろう、こういったものの委託、また水道業務、こういった関係等々についての委託、こういったようなものも村民サービスと不可欠とは言い切れないわけですが、やはりこれからそういった面である程度正職員、優秀な正職員でありますから、そういったものをチーフにして、そういった業務の委託なり、また臨時、パート、こういったものの対応、こういったものによつて総体経費率を削減していくというような形も今後とっていかなければ、課の整備、こういったものも必要でございますが、そういった面でのお考え、こういったようなものを課長のほうから、もし聞かれたらご答弁いただければと、このように思っています。

議長（宮下喜光君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） お答えいたします。

設計業務ですとか専門知識を要する部分での業務につきましては、外注ということがもう既に始まっていますけれども、直接村民に提供していかなければならないような事務処理等もございまして、そういう場合の行革によります職員を減らし、また課員の再編成等もしていくという中で、外部委託をどのようにするかということですが、嘱託職員なり臨時なりパート職員なりというものの採用ということも必要になってきようかと思いますが、地方自治法に基づきますところの職員の採用ということにつきましては、限定的になっております。嘱託職員あるいは臨時職員、パート職員の採用につきましては、緊急性のあるもの、一時的なものの仕事以外はできないことになっているのが建前ではございます。

そうは言いましても、現実的に行政改革を行っていかねばならない。またその逆の部分で村民サービスというものは充実をさせていかねばならないというところがございまして、その関連のかみ合わせの中でどちらを優先するかということはいえないわけでございますので、両方やっていかねばならないという中で、合法的に職員を臨時なり嘱託なりパート職員なりというのに置きかえていけることもぼつぼつ始めてはおりますので、これからさらにできるところも検討をし、外部に出す分、それから臨時、パート職員なりで対応していく部分ということで、正職員としてどういう分野でかわっていかねばならないというのやはり見直しをする必要もあろうかと思っております。現業的な部分での職員を正職員でカバーしていくというのは、これはなかなか経費の節減をするためには減らしていかなければいけない分野でございまして、そういう部分でどう使っていくか。

企画立案、それから判断をする場合、危機管理対策とか、こういう部分につきましては、もう臨時、パート職員というわけにはいきませんので、やはり正職員で能力をアップしていきまして、さらなる計画を立てていく場合の考えを持っていくときに、やはり研修をする、経験を積み上げていくという部分につきましては、正職員でなければならぬかと思っておりますので、その辺のバランスをどうとられていくかというのがこれからの重要課題になってきようかと思っております。

その結果によりまして、課の編成あるいは係の編成なりが伴ってくるわけでございますので、その辺も先に検討し、執行していく中で、当然組織体制というものの見直しも出てきようかと思っております。そんなことをこれから進めていく中でございまして、よろしくひとつお願いいたします。

議長（宮下喜光君） 若林議員。

1 番（若林今朝路君） ぜひこの関係等々については進めていただきたい、そんなことで特に企業意識、こういったようなものをよく問われるわけであります。ですから、そこらのところを住民サービス、こういったものも当然最重点事項になってくるわけですが、住民サービス、こういったものを欠かせずに、やはり企業的な考え方の中で行政改革、こういったものをひとつより進めていただくと、こんなことでお願いを申し上げたいと思います。

それから、有害鳥獣駆除の対策であります。今それぞれ被害の状況等あったわけでありませけれども、特にこの有害鳥獣駆除、こういったもの等々については、それぞれ電気牧さくなり網等でやっておるわけでありませけれども、最近その網を食いちぎって中に侵入するという段階までまいておるということでございます。ですから、この有害鳥獣駆除、この関係等々について、このまま放置してしまいますと、恐らく農業生産、こういった面での減少、これは特に自家用野菜、こういったようなものが中心だろうと思うんですが、そういったもの等の被害、こういったものがもう網をちぎって入る、こういった状況の中で、そこまで鳥獣等の進化をしておると、こういう状況でございます。

幸いこの地帯は猿がまだまだ被害がないわけで、その点ではまだまだ恵まれてはおるわけでありませけれども、特にこういう鳥獣被害で一番ネックになっているのはどこなんだということもちょっとお聞かせいただければということで、お互い鳥獣保護、こういった形の中で、農家にとってはこういった鳥獣を保護する、こういった形の中で網なり電気牧さく、こういったもので食いとめておるわけでありませ。

以前はそれぞれこういった侵入動物についてはある程度駆除したわけでありませ。鳥の被害が多ければ鳥の駆除をしたと、みずからが行ってきたということでございます。それがいつしかやはり保護という形に変わってきておるわけでありませ。この障害は一体どこにあるんだということをお聞かせいただきたいと、このように思います。

それから、もう1点は、やはり鳥獣被害の中で2つに分かれるかと思うんですが、小動物と大動物、小動物についてはムジナ、タヌキ、ハクビシン、こういったような非常に小さい小動物、こういった形の中で、最近イノシシ、シカ、クマ、こういったもう手のつけられない大動物、この2つにあるわけでありませますが、少なくとも生産する側からいけば、こういった小動物の駆除、こういったもの等々については、容易に可能になってくるわけでありませ。捕獲する網なり、またわななり、そういったものを創意工夫しながら捕獲することは可能でありませ。ただイノシシ、シカ、クマ、こういったもの等々については、それぞれの組織、団体、こういったものに委託しなければできないわけでありませ、そういった小動物が容易に、

保護ではなくて捕獲が各人できるようなそういったものがない、こういったものはどこにあるのか、そこらのところもちょっとお聞かせいただければありがたいなと、このように思います。

議長（宮下喜光君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうの答弁を少しさせていただきたいと思います。

まず、その大型の関係の部分でございますが、一応鳥獣保護計画の中でやってはいるというところでございますが、なぜ増えてきているかというような部分でございますが、1点には、遊休荒廃地が山沿いに増えてきているという部分、それと今現在におきましては、各戸の森林整備ができていないためにやはり出てきてしまうと。昔みたいにまきをやったりしばをとったりしていると、やはり山林が整備されてきていますので、余り里のほうへは下りてこないのが現状だったのではないかというふうに感じております。

そんなところで、一応遊休荒廃地の関係につきましても、補助金等を使う中でできるだけやっていくということでございますが、なかなか農業後継者等の問題もございます。そんな中で進まないのが現状だということでございます。また、森林整備につきましても、国・県の補助金を利用する中で少しずつ進めてはいるわけですが、やはり面積的な部分が障害になっている部分でできてこないという部分がございます。そんな中で、できるだけ情報提供をする中で進めていくように、今現在進めているところでございます。

それと、大きい動物等につきましては、やはり協議会のほうにお願いしたりしてやっているわけでございますが、小さい動物につきましても、タヌキ、ハクビシン等につきましてもやはり保護計画がございます。そんな中でやっているという部分もございますが、なかなか個人で簡単に捕るということができないということでございます。こちら辺のところもどういふふうにするかということで、現在農業委員会の方々も自主的にわなの資格をとりに行ったり、村民の中にもぜひとりたいということでとりに行ったりしているということでございます。そんなこともございまして、そちらのほうの対策もしっかり考えていかなければいけないというふうに考えておりますので、お願いしたいと思います。

また、先ほど若林議員さんのおっしゃったように、今のところ麻績村のほうには猿の出没は確認されたことはございますが、猿のほうはまだいないということで、今現在一番大きい被害がイノシシということでございます。イノシシにつきましても県のほうではまだ保護計画がしっかりしておりません。今早急に進めているということでございます。シカにつきましては、保護計画ができる中で年間8,300頭くらいの捕獲をして、最終的には、県下全体で

すが3万頭くらいの生態数にしていくという計画になってございますが、実際には捕獲も8,300頭の約倍、1万4,000頭くらいとってもまだ増え続けるというような現状の中で、今後はそこら辺の対策もしっかり進めていかなければならないということでございます。

そのほか、国のほうの進めます鳥獣害の特別措置法の関係がございます。こちらのほうも村と一緒にいる中で、防護のさくの計画を立てる中で行っていくということになっておりますので、先ほど村長の答弁にもございましたが、やっぱり地域ぐるみの中でしっかりやっていかなければならないと、そうでないと補助金の対象にもならないというようなこともございます。そこら辺も今後進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下喜光君） 若林議員。

1番（若林今朝路君） 特に小動物の関係でございますけれども、今それぞれわな等の普及、こういった形で答弁があったわけでありまして。しかし、こういった鳥獣許可、こういった形の中にはかなりの経費もかかってくる、こんな形の中で免許を取得する、これは取得するにはある程度の、運転免許と同じような式で経費はかかって自己負担、こういったものは当然出てくるかと思うんですが、それはそれとして必要不可欠の自己負担、これは当然出てくるわけでありましてけれども、ただ、取得した後の狩猟税、こういったものが非常に多額であるということでございます。特にわな等の関係等々については、これは年間だと思っておりますが8,200円、こういった狩猟税、こういったものもかかってくる。それに保険税、登録税、こんな形で多額の税というものが付されてきておる、こんな形でございます。

これは今まで法律上は保護という形の中で鳥獣駆除、こういったもの等々については、銃器を初めとして、やはり趣味的なこういったとらえ方の中での税の賦課、こういったものが行われてきておると思うんですが、恐らくこれは県税だろうとは思いますが、ここらのところの是正、こういったものを行って、やはりこういった狩猟のわな、こういったものの普及、こういったものを進めていただきたい、このことが1点と、もう一つは捕獲する網、ああいったようなものも、わなだと複雑だと、ああいうネズミ取りを大きくしたような、ああいったような網で一応捕獲する、こういったようなものの方法もできないかどうか、これは各個人が自己防衛の中で捕獲するという形の中での方向性というものは何かお考えかどうか。そこらをちょっとお聞かせいただければと、このように思います。

議長（宮下喜光君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 捕獲の材料等につきましては、この補助金の対策の中でやってい

きたいというふうを考えておりますので、網等の部分も防護さくの中に入りますので、そんな中で、ただわなということになるとちょっとだめなんですけれども、そういうふうに使っていただければいいのではないかとこのように考えますので、よろしくお願ひいたします。

議長（宮下喜光君） 若林議員。

1番（若林今朝路君） それから、これだけの被害が生じてまいておるわけでありまして、先ほども協議会の設置をされておるといふことではあります、この協議会の構成メンバー、これがわかったらちょっと教えていただければと思います。

議長（宮下喜光君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 協議会のメンバーにつきましては、主に猟友会の会員の皆様方でございます。麻績支部、日向支部でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（宮下喜光君） 若林議員。

1番（若林今朝路君） 一応こういった猟友会を中心とした組織の協議会、これがあるわけでありましてけれども、きょうもたまたま市民タイムスで、朝日では一応協議会を設置するといふことではあります。ですから、一応今まではそれぞれ猟友会相互の連携協議、こういった形が主だったと思うんですが、やはりこれからは被害、こういったものが出ている以上、やはりこの構成メンバーの中へ関係する機関、例を言えば農業委員会、またそのほかに必要な団体があればそこへ付随して、一応猟友会プラスアルファさせていただいた協議会を一応再編していただいて、ここの取り組み、こういったものが必要になってこようかと思ひますが、そこらは村長、お考えいただければありがたいなと、このように思ひます。

議長（宮下喜光君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 確かに被害が増大してくる中で、いろいろな情報等を選ぶ中、また対策等を進めていくためにも必要なことかといふふうには感じてはおります。そんなところで検討させていただきまして、早急に、できれば対策をとっていききたいなといふふうには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（宮下喜光君） 若林議員。

1番（若林今朝路君） ぜひこの有害鳥獣駆除対策等々については、一応この間乗鞍でありましたように人にまで被害を講ずる、こんな形で、まだまだ今、ヤマツキの圃場を中心とした被害の拡大であります、これも時間の問題で、里まで下りてしまう、こんな形も懸念されますので、ここのことをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、今4点ほどそれぞれ質問させていただきました。交流センター関係等々

についても、一応順調に仕事が進められておるということでありませう。ただ学校機関、放課後児童クラブ等も入るわけでありませうが、今度校庭とこの施設、こういったものが若干離れてくる、こんなことも懸念されませう。そこらは児童の安全性、こういったようなもの等々についてもご配慮いただく中でお願いしたいと思ひませうし、また、光ファイバー関係等々についても、それぞれ議会でも論議をしてみせました。来年、再来年に向けて全村テレビだけは放映できる、こんな形の中で一応一層の推進に努力をしていただければと、このように思ひませう。

若干時間が残っておりますが、私のほうからの質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮下喜光君） 1番、若林今朝路議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとりたいと思ひませう。10時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時20分

議長（宮下喜光君） それでは、一般質問を再開いたします。

宮 下 聡 君

議長（宮下喜光君） 7番、宮下聡議員の一般質問を許可します。

7番、宮下議員。

〔7番 宮下 聡君 登壇〕

7番（宮下 聡君） さきに通告しました事項について質問させていただきます。

質問事項として、1番、観光事業について。2番、高齢者、障害者の交通対策とタクシー業への緊急対策。3番、子育て支援のさらなる前進を。

以上、質問事項として3点行います。

まず、観光事業について。

1番として次年度に向けた職員体制は。

麻績村の観光事業は、平成20年4月より指定管理者としての聖高原開発公社へ管理委託したわけです。ことしで2年目になり、半年が経過しました。私は、20年3月定例議会一般質問で公社の基本姿勢について、また20年12月の一般質問で新年度に向けた公社の具体的な施策、そして今回の観光事業に対する職員体制と、続けて質問するのは一体何なのでしょう。私から見ますと、麻績村の観光事業が公社に委託して1年6カ月経過の中で、一番基本となる職員体制、いわゆる組織体制ができていないからです。

3年経過する中で組織づくりをするということですが、1年6カ月経過する中で、次年度は最終年度に当たりますが、向かうに当たってどう方向づけをするのか。1年ごとの経過の中で公社の職員体制、組織体系の構想はないのか。名前だけが公社に委託されただけで何も組織化されていないと受けとめなければなりません。3年目を迎える22年は、その方向をぜひ出してほしいのです。村長の方針をお伺いします。

2番目、施設管理業務で、特にシェーンガルテンおみの庭園管理等の執行状況と、新たな取り組み計画はあるのか。

この質問も今年の3月議会一般質問で庭園管理について行いました。今回は3月以降の執行状況と、新たな取り組み計画についてを取り上げました。3月の質問の村長の答弁では、今後の効果的活用方法もあわせて考慮し、合理的な管理ができるよう配慮していく考えであると言いましたが、合理的な管理とは具体的にどうするのか、どう進めてきたのかお伺いします。

また、一方、庭園管理に業務委託を行っていくことが合理的であるものについては、現状や今後のあり方を関係機関と協議して、よりよい方向性を出していきたいと答弁しました。どういう方向性が出たのかお伺いいたします。そして、新たな庭園管理体制の取り組み計画はあるのかお聞きをしたいと思います。

次に、高齢者、障害者の交通対策とタクシー業への緊急対策。

1番、福祉有償運送の現状とタクシー業務撤退の危機に対する行政の対応。

この件に対しても平成20年3月の一般質問でも取り上げました。その後18カ月経過しています。

まず最初に、社協が行っている福祉有償運送事業の現状で、事業開始が平成18年4月にスタートし、3年5カ月経過しました。利用者状況は、決算での事業報告では、平成19年度実績の合計で1,115件に対し、平成20年度では608件と約55%の落ち込みとなっております。この実態をどう見るのかお伺いします。また、この事業が社協の事業で重荷となっていない

かもあわせてお聞きしたいと思います。

また、この福祉有償運送事業と関連してアルピコタクシーからは、平成21年8月6日付の要望書では、福祉有償運送の影響で業務が悪化の一途をたどっている。我々も努力しているものの経営改善がされず苦境に立たされています。営業所の廃止も視野に入れながら方向性を模索中とのこと。行政の施策を検討してほしいとの要望書が村に提出されております。

タクシー業は、筑北地域全体の交通機関としては大切な役割を果たしています。多くの村民からは、なくては困るという要望がたくさん寄せられております。行政としてどう対処していくのか、村長の所見をお伺いします。

次に2番目、福祉有償運送事業を見直してデマンドタクシー事業の早急な検討について。

タクシー業への行政の施策として、私はデマンドタクシー事業の取り組みの考えはあるのかをお聞きしたいと思います。デマンド交通システム事業に伴い、国・県からの補助があると聞いております。この制度を利用してデマンドタクシー事業の検討をすることを提案しますが、どうお考えか村長にお聞きしたいと思います。

次に3番目、子育て支援のさらなる前進を。

学校給食費の負担軽減について。

現在麻績小学校の学校給食は、教育委員会の聞き取りでは、児童1食当たり265円、年に204日給食で、合計5万4,060円となります。これを10回分に分納されているようです。1回に5,460円、2人児童のいる家庭だと年間10万8,000円となります。中には低所得者、母子家庭、ひとり親世帯の方々は大変な出費だと思います。この不況のあおりで収入減や失業者も出ている状況で、給食費の滞納も懸念されます。教育の一環でもある学校給食、すべての児童に保障するために、第1段階として、せめて半額でも助成を提案します。村長の所見をお伺いしたいと思います。

次2番目、高校生の通学定期代の助成、新年度への村長の決断は。

この提案は、私8年前からの公約です。4年前の飯森村長就任のときからも引き続いて提案をしてきました。村財政の厳しさはわかっております。高校生の通学定期代の助成は、通学区に通う費用のせめて初回は30%助成から段階的に行えば無理なく取り組めるものだと思います。予算は概算ですが約100万円ぐらいと試算されます。高校生の通学定期代助成事業は、子育て支援対策として大切な施策です。子育て支援対策をさらに充実させ、若者がこの麻績の地に一人でも多く定住され、活気ある村づくりをしないと麻績村の未来はありません。どうか麻績村のさらなる発展となるために、新年度に向けた村長の決断を期待します。以上。

以後の質問については、自席にて行います。

議長（宮下喜光君） 答弁を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 7番、宮下議員の一般質問にお答えいたします。

まず最初に、観光事業についてということで、次年度に向けた職員体制はということでございますけれども、次年度に向けました具体的な職員体制につきましては、また、それに伴う予算措置等の方向づけにつきましては、来年1月以降になるという見込みでございます。しかし、基本的な考え方といたしましては、観光全般と別荘地の開発に係ること、また地代徴収に係ることを中心に勧告を行い、観光施設の運営につきましては、財団法人聖高原開発公社を指定管理者として行ってまいります。公社における組織の充実を図りながら、こうした役割分担が明確になるように組織体制を整えていく考えでございます。

組織体制の充実につきましては、本年度も行いましたけれども、新年度に向けまして職員の採用も予定をしているところでございます。また、行政改革、役場組織における課の再編とも関係をしてまいりますので、その辺との整合性もとりながら今後進めていきたいというように考えております。

次に、施設管理業務で、特にシェーンガルテン庭園管理等の執行状況と、新たなる取り組み計画はあるのかというご質問でございますけれども、シェーンガルテンおみの庭園管理につきましては、ご承知のとおり財団法人聖高原開発公社を指定管理者としておりまして、その管理につきましては一任をしております。しかし、庭園の維持管理につきましては課題も多いわけでございます、有効活用いたしまして誘客増につなげていくということが必要でございます。村民の皆様からもさまざまなご意見ご要望もいただいております。

今後につきましては、計画的に整備が進められ有効活用されますように、公社とも調整をしてまいります。現在公社におきましては、シルバー人材センターを活用したり、また臨時職員を置くなどいたしまして管理をしております。また、業者を入れまして計画的に草花や樹木を生かせるような、そういった計画づくりも現在進めておるところでございます。

次に、高齢者、障害者の交通対策とタクシー業への緊急対策というご質問でございますけれども、最初に、福祉有償運送事業の現状とタクシー業務撤退の危機に対する行政の対応はということでございますけれども、福祉有償運送業務につきましては、ご承知のとおり麻績

村社会福祉協議会が道路運送法第80条に基づきまして有償運送の許可を得て平成18年4月1日より業務を開始しておりまして、麻績村輸送サービス事業実施要綱及び麻績村輸送サービス実施要領に基づきまして社会福祉法人麻績村社会福祉協議会輸送サービス事業実施要領により業務の運用を行っております。

平成19年度に有償運送業務の更新をするに当たりまして、麻績村福祉有償運送運営協議会を開催をいたしまして、福祉有償運送の対象者について検討し、移動困難者の洗い出しを行い、公共交通機関のタクシー等を利用できる方については対象者より除くなどして協議を実施をいたしまして、運営協議会において合意を得て更新申請をし、許可を得て運営をしているという状況でございます。

現在有償運送サービス登録者数は、平成21年9月10日現在で45名、実利用者数は40名ということになっております。麻績村内でタクシー業務を行っている業者はアルピコタクシー1社のみでありまして、ご指摘のとおり去る8月6日、タクシー業務の存続につきまして現状と今後の方針について要望がございました。

村民の交通手段につきましては、社協で行っております福祉有償運送事業、福祉センター利用者向けの福祉バス運行、JA松本ハイランドで行っておりますAコープおみ店への購買者向けの運行等がございますけれども、いずれも運行目的が限定をされております。一方、村営バスにおきましても運行しておりますけれども、運行時間、運行路線が定められておりまして、運行時間、運行路線以外では利用できない状況でございます。

こうした状況の中、いつでもだれでもどこでも利用できるタクシー運行でありますけれども、利用者の減少等で先行き見通しが大変厳しい状況に置かれているとの要望がございました。今後とも村といたしましては、準公共交通機関としてタクシー運行は必要であることは十分承知しているところでございますので、村民の交通手段確保の観点からも何らかの支援策を打ち出すことは考慮する必要があるかというように考えております。しかし、民間事業者の行っている事業に公費を支出できるかどうか十分検討していく必要もございます。村民皆様のご意見を拝聴しながら今後検討してまいりたいというように考えておるところでございます。

次に、福祉有償運送事業の見直しとデマンドタクシー事業等の早急な検討についてということでございますけれども、福祉有償運送事業につきましては、当面現状を維持してまいりますけれども、課題や問題点など、常に改善の方向で努力をする考えでございます。

デマンド交通システムの運行は、安曇野市、生坂村、朝日村等で既に運行しております。

定時定路線で運行しております村営バスの利用では、自宅から利用するバス停まで歩くことが不便になってきております高齢者が多くなってきている現状、自宅から最寄りのバス停あるいは村の中心部まで運行する新交通システムが必要になってきているというように思われます。

麻績村では村営バス路線がありますが、村営バスの今後のあり方につきましては、平成18年に5回にわたり検討をいただき、村民要望に沿って運行時間、経路、料金体系等の見直しを行い、現在に至っております。先ほど申し上げました民間のタクシー会社もありますし、福祉有償運送事業等との兼ね合いもございますので、今後、新交通システムの是非につきましては研究をしていく必要もあるかというように考えております。

次に、子育て支援のさらなる前進をということでございますけれども、学校給食費の負担軽減についてというご質問は、現在、小学校、中学校の給食費につきましては、それぞれ給食費会計を設けて徴収を行っておりますけれども、実際にかかる食材の実費費用のみで、人件費や光熱費など他費用は一切含まれておりません。小学校につきましては、年間204日の給食日があり、1食当たり265円で、年間では5万4,060円ということになります。給食費は5月から2月までの10カ月に分けて徴収となり、1カ月5,406円の徴収となっております。また、中学校におきましては、年間205日の給食日があり、1食当たり310円で、年間6万3,550円となります。中学校も給食費は5月から2月までの10カ月に分けて徴収となり、1カ月6,355円の徴収となっております。

給食の食材につきましては、主食となる米と粉については国の補てんがあり、長野県給食会よりの仕入れとなります。その他の食材につきましては、新鮮で安全な地域の食材を最大限に活用することをまず先に考え、地元で賄えない食材等につきましては、価格が安く品質のよい商品を仕入れるように心がけ、極力給食費の低減に努めております。

給食費の負担軽減につきましては、今後政権交代に伴い、国が進めようとしている幾つかの子育て支援に対する具体的な施策が提示されるというように考えておりますので、それらの内容を十分熟知する中で、村の子育て支援に対する考え方も対応を図っていきたいというように考えております。

次に、高校生の通学定期代助成の新年度への村長の決断ということでございますけれども、現在麻績村から高校に通う生徒の電車の通学定期代につきましては、高校へ通う生徒全体では年間おおむね1,000万円ほどとなります。個々の生徒の年間の通学定期代につきましては通学距離により異なり、多い生徒では26万7,720円、少ない生徒で7万1,240円というよう

になっております。高校生の通学定期代の補助につきましても、国の政権交代に伴う教育環境の充実に向けた施策の中には、公立高校生のある世帯に対し授業料相当額を助成し、実質的には授業料の無料化を図ること、また、私立高校生のある世帯に対し学費負担を軽減する助成を行うことなどの施策も盛り込まれておりますので、それらの施策の内容とあわせて、総体的に検討を図ってまいりたいというように考えております。

いずれにいたしましても、すべての子供たちが安心して教育が受けられるように、できる限り村としても各種支援は行っていきたいというように考えておりますけれども、今後の地方行政に対する国の財政支援策につきましても、地域主権を確立し、地方の自主財源を大幅にふやすとは言ってはおりますけれども、財源確保に不透明な部分もございまして、今後の国の動向を見ながら対応を図ってまいりたいというように考えております。

以上、7番、宮下議員の一般質問にお答えをいたしました。

議長（宮下喜光君） 宮下聡議員。

7番（宮下 聡君） では最初からいきたいと思いますが、この観光事業に際して職員体制ということでまたまた取り上げたわけなんです、まず地域再生マネジャー事業で特にここにも示されているわけですね。まず18年の報告書からしても、新しい推進体制に求められるポイントということで、この7項目の目標を持って推進体制をしたらどうかというアドバイスが出ております。一つは公社の組織強化、将来の公社民営化の土台づくり、そして常任理事の設置、また公社内での企画立案、部門別会計、実施経営目標の設定、営業広報人員の設置、公社職員に民間に近い意識を持ってもらう、住民個人団体の参加等をチェックする、こういった一定の改革が必要だということももう最初から指摘をされているわけです。

こういったせっかくのこの地域再生マネジャー事業を取り入れた中で、なぜ3年たたなければこういう体制が確立できないかというのは私非常に疑問を持っております。いよいよ来年は3年の最終年度ということなんです、その来年に向けてどういう組織体制をつくっていくのか、その辺の具体策が既に計画をされていると思いますが、その辺、来年度に向けた組織強化ということの中で、こういった体系を持っていくかお聞きしたいと思います。

議長（宮下喜光君） 飯森村長。

村長（飯森文治君） お答えをいたします。

もう既に組織体制の充実については進めておるところでございまして、本年度は任期付職員の採用もいたしましたし、また新規の職員の採用もしております。さらに来年に向けましても、これから新規採用に向けまして今準備を進めておりまして、適任者がいれば採用して

いきたいということで組織の充実を図り、先ほど申し上げましたとおり、本来の公社が独自で企画をし、そして実践ができると、そういった組織体制にもっていきたいというように考えております。

ただ、今までの体制からいきますというと、役場の職員がその部分を担っていたということもございますので、その移行ということが一気にすべて移行してしまうという組織体制になっていなかったということでございまして、若干時間はかかりますけれども、方向づけとしては、今そういった方向で向かっているところでございます。

議長（宮下喜光君） 宮下聡議員。

7番（宮下 聡君） 今、任期付職員も採用という中で、職員もそれと同時に増やしていきたいと、そういった体制固めを考えているようなんですが、職員増というのは何名くらい予定しておりますか。

議長（宮下喜光君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 公社の体制ではございますけれども、一応今、高校新卒を1名採用していきたいということで、試験等を計画しているところでございます。

以上です。

議長（宮下喜光君） 宮下聡議員。

7番（宮下 聡君） この組織体制については一番基本的なものだと思います。これをきちんとどういうピラミッド型の組織を構成していくというようなことで、なぜそういった構想が公表されないのか、どうしても私は納得できないんですが、現在の職員から1名増という今お話なんですが、これによってきちんとした組織ができるのか、その辺も今の村長のお話でいくと1月以降予定しているということなんですが、ぜひ早目な対策をとらないと、来年どうやってどういうふうに出発していくかというようなこと、その一番組織体制が基本です。だから、その辺もきちんと1月以降を我々にその職員体制を示してほしいと思います。

次に、シェーンガルテンの庭園管理についてということなんですが、これについても私、重ね重ねやってきました。現在は計画的に整備していると言っておりますけれども、私が見たところ、非常にまだまだ整備をしていかなければならない箇所がたくさんあります。発足当時のような庭も全然見当たりません。シルバーを利用するに当たりまして、ぜひこれを計画的に進めていきたいというようなことで、それと、これと関連しますけれども、この庭園については、私なりの提案を一つしたいと思います。この庭園をただ雑草を取ったり整備していくということはもちろん大事ですけれども、新たな取り組みというのは持っているのか。

ただ雑草を取ったり整備するだけのことが、それとも今後こういった取り組みがあるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（宮下喜光君） 観光課長。

観光課長（臼井孝夫君） 管理につきましては、一昨年までは正職員1名とパート1名を中心に植栽、それから除草等を行ってまいりました。昨年につきましては、先ほどの足腰の強い職員体制という形の中で職員の配置転換、それからパート職員の退職と、これに伴いまして除草を中心とした管理になってしまったところがございます。シェーンガルテンの名にふさわしくないというようなご意見等をいただきまして、このことを踏まえまして、21年度は計画的に整備することとして取り組んでいるところでございます。

シェーンガルテンおみの現在ですけれども、状況の把握、そして庭園の状況調査と、利用状況を精査いたしまして取り組んでおりますけれども、今後の取り組みにつきましてでございますが、進め方の基本としましては、シェーンガルテンに対する村民の皆さんの意識のリニューアルとしまして、現状で皆さんが親しんでいただけるような魅力をアップさせていきたいということで、先ほどの合理的管理のところでございますが、村民の皆さんとともに歩むというようなところで期待しているところでございます。

これにつきましては、開設当初のコンセプトを維持しながら手入れを入れまして、施行イベントを通じて関心を持っていただくと、そのための管理体制としまして、四季を通じて維持していく体制が重要でありますから、村民参加のグループ、この立ち上げですとか、庭園を使って活動してもらうグループ、また団体とのネットワークの構築、ここら辺のところを考えております。

その1弾としまして小学生、保育園の皆さんと、その父兄を対象にした、シェーンガルテンおみで草花を植えようというイベントを開催するところまで来ております。これはシェーンガルテンの庭園の一部を開放いたしまして、自分たちの手で草花を植えて、お客様へのおもてなしをしていただきたいという考えの中です。第2弾につきましては、12月にオリジナルガルテンをつくってみようということで、ガーデニング講習の後、コンテナガーデンづくり、ここら辺のところをしたり、クリスマスに向けてのキャンドルづくり、ここら辺のところを今のところ計画しているところでございます。

長期的な再整備のイメージとしましては、ここら辺のところの現在イベントを通じてガルテンに来ていただいて親しんでもらうところの中からアンケートを、またご意見をいただいたものを具現化していくというのが長期的なイメージとして持っているところでございます。

以上です。

議長（宮下喜光君） 宮下聡議員。

7番（宮下 聡君） いい提案だと思います。ぜひ今後村民参加という中で、村民に呼びかけて、この庭園整備をぜひ積極的に進めていってほしいと思います。

次に、高齢者、障害者の交通対策ということで、有償運送の現状とタクシー業撤退の危機に対する対応ということなんですが、この福祉有償運送と今回のタクシー業との関係なんですが、この福祉有償運送の影響で業務が非常に悪化しているというようなことを第一の理由に言っているわけですね。だから、これに村はどのようなふうに向き合っていくかということが、早急な結論をここで示さないと撤退も防げないというような状況の中にあると思います。

だからその辺も、福祉有償運送をせっかくきちんと現在運営しているということの中で今後どうするか、これを続けていけばタクシー業が廃業ということもある、そういった非常に選択が難しいんですが、このタクシー業界にはどういったことを対策としてまず挙げるか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（宮下喜光君） 住民課長。

住民課長（柳原俊文君） タクシー業と、それから福祉有償運送の関係につきまして、タクシー業界のほうから、福祉有償運送を始めたために業務が圧迫されてきているというふうに、そういうことで意見が述べられているということでございますけれども、先ほど村長のほうから実績をご報告しましたとおり、19年度の見直しの際に福祉有償運送の対象者につきまして、そういうタクシー業の方からも参加していただいて協議会を開催しまして、利用者登録につきまして検討しまして、平成20年度実績におきましてかなり絞った形で登録者を絞ってきたということから考えますと、こちらのほうの人数が減っていることもあります関係で考えれば、タクシー業に影響が決してあるのかどうかというのはちょっと疑問だとは思っております。

ただ、それを影響があるというふうに言っている以上、何らかの措置を今後講じていかなければならないということは思いますけれども、その辺につきましては福祉有償運送だけではなくて村営バス、すべての公共交通機関につきまして検討を今後していくということが早急かと思えます。その関係につきましては、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（宮下喜光君） 宮下聡議員。

7番（宮下 聡君） 私はまず、第一の対策としてデマンドタクシー事業ということを提案したわけなんです、このデマンドタクシーという制度、デマンド交通システム事業ということが現在、先ほども村長が言われました。朝日村、安曇野市、それから生坂村等、もう既に取り組んで、もう安曇野市は軌道に乗って、非常に利用者も拡大しているということを聞いております。

麻績もこのデマンドタクシーについては、試行運転期間というのが何か3年くらいあるというようなことを聞いております。それで、もちろん国・県からの補助もあるというようなことの中で、まず取り組む第一としては、私はこれを提案したいわけですが、その辺はどうお考えですか。

議長（宮下喜光君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） デマンド交通は詳しくまだ研究はしてございませんけれども、安曇野市等の資料を見ていきますと、昼間中の時間帯、使う部分については有効かなというような気もいたします。夜の不定期な時間で使っていくという方もタクシーはあるわけでございますし、また、デマンドはほとんど登録制という形になってきておりますので、聖高原の別荘の利用者なり観光者の方の利用という場合に、なかなか難しいかなというところもありますが、安曇野市の例でいきますと、その日の電話で登録予約というようなことをして使ってもらっているような方向も、観光部分についてはあるようでございますので、いずれにしましても、まだ検討を村のほうでは具体的に始まっておりませんので、この辺はどう使っていくかということをもまず想定をした中で、デマンドの研究をぼつぼつ始めていく段階かなというような気もいたします。

一番先ほどからも申し上げておりますとおり、不定期な時間で、どこでもだれでも使えるというのがやはり民間のタクシーであるわけでございますので、その辺でいろいろ事前登録ですとか、もう申し込みが30分、1時間前なり、あるいは朝早い場合には前の日に申し込まなければならないとかという、時間をもう全部設定をしていかなければならないということがございますので、キャンセルですとかもろもろあった場合にどうするのか、緊急に使いたい場合はどうするのか、やはり個人1人で使えるわけではないので、何力所がぐるぐると回って、ある程度時間を設定して、人数をまとめて回るとというのがデマンドでございますので、使い勝手がいいような悪いようなという部分もあろうかと思えます。

その辺もいろいろと調べていかないと難しいかなと、こんなぐあいに思っておりますが、いずれにいたしましても、これからの一つの新しい交通方式であろうかとは思っていますので、

研究をしていく時期には入ってきているというふうには思っております。

以上でございます。

議長（宮下喜光君） 宮下聡議員。

7番（宮下 聡君） これは突然の提案ということなのですが、いかにタクシー業との共存を図っていくかというようなことが既に求められているんですが、村として方策を一つも出さないでただ時期が過ぎていってしまうというような現在までの状況なんですね、ぜひこのデマンドタクシー交通システムというものを取り入れていくに当たって、今課長の言った検討をしていくというような解釈でいいですね。検討をしていくと。いいですか。

議長（宮下喜光君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） いろいろと組織を立ち上げていかなければならないかと思しますので、今年度ですぐというわけにはいかないと思いますけれども、来年度に向けた中での検討をどの辺で始めていくかということもまた考えていかなければならないかと思っています。

以上でございます。

議長（宮下喜光君） 宮下聡議員。

7番（宮下 聡君） タクシー業界がもう最終通告というような状況の中で、この住民の足を確保するためには、我々はぜひ守っていかなければならないということです。村長も積極的な方策を出していただいて、この麻績村の交通体制を確立していくということにご尽力を願いたいと思います。

次に、子育て支援に関する事項なのですが、学校給食費の軽減ということで、いろいろ今、村長からの国の施策というものについて触れられたんですが、国の施策でもいろいろ政権交代の中で今出されております。国の事業を見守る中でこの負担軽減を考えていきたいという解釈でよろしいですか。

議長（宮下喜光君） 飯森村長。

村長（飯森文治君） 今度の新政権におきましてはいろいろとその施策を打ち出しております。村で進めようとしていた事業等につきましても、そういった新しい助成制度を設けるといような動きになっておりますので、国のこうした施策とも連動をいたしまして、村としても今後効果的に考えていくほうがいいたろうということで、しばらくそういった動きも見ながら今後の対応をしていきたいという考えでございます。

議長（宮下喜光君） 宮下聡議員。

7番（宮下 聡君） この学校給食の助成事業に対しては、これもまた子育て支援の大きな

要素となるわけですね。村長はこの新しい村づくりのために、これから村長選も控えております。そういった中で、ぜひ公約の一つに取り上げていただきたい。

それと、もう一つの高校生の通学定期代にも、国の政策がどの程度きちんと実行されるかということの中で、では村としてどうするかというようなことを両立しながら、子育て支援対策にぜひ前向きに力を入れていただきたいということを要望するんですが、答弁の中では、国の施策を見ながらこれから考えていきたいというようなことの中ですが、麻績村独自としての村長の公約としてのものをここで具体的な案を打ち出すということは考えておりませんか。

議長（宮下喜光君） 飯森村長。

村長（飯森文治君） 新年度に向けましての具体的な子育て支援の一環といたしましては、ご承知のとおり本年度まで小学校6年生まで医療費の無料化をしております。できれば続きまして新年度は中学生までその医療費の無料化につきまして進めていきたいというように考えております。

したがって、まず義務教育段階でのそういった子育て支援対策を充実させて、その上で今言いました国の施策とも連動させながら、さらにその次に向かって施策を展開していくという形にしたいと考えております。

議長（宮下喜光君） 宮下議員。

7番（宮下 聡君） 今、村長の話の中では、子育て支援のさらなる前進という中で、子供の医療費については、来年度は中学校卒業まで医療費を無料化にしたいというようなことが今言われました。これは非常に大きな前進だと私は理解をしております。ぜひこういったことも加味しながら、ぜひこの子育て支援対策を少しでも前進をさせていくというようなことでぜひお願いしたいと思っております。

国のこれからの動きもあると思いますけれども、麻績は麻績としての良さをどんどん前面に出してやっていくことを要望をしたいと思っております。

以上、私の質問を終わります。

議長（宮下喜光君） 7番、宮下聡議員の一般質問が終了いたしました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

委員長報告

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託いたしました審査の結果について報告を求めます。

三浦武総務経済委員長。

〔総務経済委員長 三浦 武君 登壇〕

総務経済委員長（三浦 武君） それでは、総務経済委員会からご報告申し上げます。

総務経済委員会に付託されました陳情1件を審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第21-9号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情については、採択、意見書提出と決定いたしました。

核兵器の廃絶と恒久平和を願うことは、私たち被爆国民の心からの叫びであります。しかし、核兵器はいまだ世界に約2万1,000発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されておられません。2000年の核拡散防止条約再検討会議では全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

よって、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、平和市長会議による2020年までに核兵器廃絶を目指す2020ビジョンを支持し、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約再検討会議で実効ある核兵器廃絶が合意されるべく、全世界が核軍縮、不拡散に取り組むことの要請の趣旨に本委員会は賛同し、採択、意見書提出と決定いたしました。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情1件の審査報告といたします。

議長（宮下喜光君） それでは、第21-9号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情につきまして採決いたします。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、第21-9号の陳情は、採択、意見書提出とされております。

委員長報告のとおり、第21-9号の陳情は、採択、意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

したがって、第21-9号の陳情は、採択、意見書提出とすることに決定いたしました。

続いて、社会文教委員会に付託いたしました審査の結果について報告を求めます。

宮下聡社会文教委員長。

〔社会文教委員長 宮下 聡君 登壇〕

社会文教委員長（宮下 聡君） 社会文教委員会に付託されました陳情1件、請願2件を審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

まず、第21 - 6号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情については、採択、意見書提出と決定しました。

私学は、独自の建学の精神に基づき個々の生徒の個性をはぐくむことによって、スポーツ、文化活動、進学、地域への貢献等、大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は、一定の前進はあるものの、生徒の減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しい状況となっております。また、保護者の負担も昨今の低迷する経済状況の中で厳しさを増し、経済的理由により退学者も増えており、教育環境の一層の改善が強く求められ、自助努力では対応し切れない状況にある。

国・県が教育向上のために私立高校への助成をすることは必要なことと判断し、本委員会は、採択、意見書提出と決定しました。

次に、第21 - 7号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願については、採択、意見書提出と決定しました。

今日、学校や子供たちを取り巻く情勢は、健やかな成長を願う保護者や教職員、国民の切実な思いにもかかわらず、不登校やいじめ、さらに学級崩壊など、教育の危機と言われている事態が進行しています。少子化の進行に伴う児童・生徒の減少、空き教室の増加という背景もあり、今の時期こそ少人数学級を実現する好機である。少人数学級により、一人一人の子供たちと深い信頼関係に基づく行き届いた教育を進めていくことが重要であり、教職員定数を大幅に増やすことが求められております。

今後、日本を背負っていく子供たちを育てていくことは、保護者だけでなく国の重要な課題であると思われれます。当委員会は本請願趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

次に、第21 - 8号 長野県独自の30人規模（35人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願についても、採択、意見書提出と決定しました。

第21 - 7号と同様、少子化が進行し、今後日本を背負っていく子供たちを育てていくことは、保護者のみならず県の重要な課題であると思われれます。長野県においては、平成21年度

から小学校全学年県費で措置され、県独自の30人規模学級（35人学級）を実施しているが、教育改革を成功させるため、中学校全学年においてもよりよい教育環境づくりを進めていくことが必要ではないかと思われます。そのためにも教職員の定数内臨時採用の解消と教育配置増及び人件費負担を県が責任を持って行うことが求められております。

よって、本委員会は、本請願の趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件、請願2件の審査報告といたします。
議長（宮下喜光君） それでは、第21 - 6号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情、第21 - 7号 少人数学級の早期実現、教職員数増を求める意見書提出に関する請願、第21 - 8号 長野県独自の30人規模（35人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願について採決いたします。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第21 - 6号の陳情、第21 - 7号及び第21 - 8号の請願は、それぞれ採択、意見書提出でございます。

委員長の報告のとおり、第21 - 6号の陳情、第21 - 7号及び第21 - 8号の請願は、採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

したがって、第21 - 6号の陳情、第21 - 7号及び第21 - 8号の請願は、採択、意見書提出とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長（宮下喜光君） 本日予定されました議事日程はすべて終了いたしました。

以上で、平成21年第3回麻績村定例議会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時19分

平成21年第3回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成21年9月29日（火）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|--------|----------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成20年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成20年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成20年度麻績村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成20年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成20年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成20年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成20年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成20年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成20年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 議案第 1号 | 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について |
| | 議案第 2号 | 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について |
| 日程第 11 | 議案第 3号 | 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて |
| 日程第 12 | 議案第 4号 | 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 5号 | 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 6号 | 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 15 | 議案第 7号 | 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第 16 議案第 8 号 平成 21 年度麻績村老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 9 号 平成 21 年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 10 号 平成 21 年度麻績村聖原高別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 11 号 平成 21 年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 12 号 平成 21 年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 13 号 平成 21 年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 14 号 平成 21 年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 同意第 1 号 麻績村教育委員会委員の任命について
- 日程第 24 同意第 2 号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 25 議案第 15 号 平成 21 年度麻績村簡易水道事業聖地区配水管布設替工事変更契約について
- 日程第 26 発議第 1 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書提出について
- 日程第 27 発議第 2 号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について
- 日程第 28 発議第 3 号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出について
- 日程第 29 発議第 4 号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

出席議員（8 名）

1 番	若 林 今朝路 君	2 番	宮 下 光 晴 君
3 番	坂 口 和 子 君	4 番	三 浦 武 君
5 番	塚 原 紀 男 君	6 番	小 山 茂 孝 君
7 番	宮 下 聡 君	8 番	宮 下 喜 光 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長	飯森文治君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	総務課長	立花幹司君
振興課長	飯森力君	住民課長	柳原俊文君
観光課長	臼井孝夫君	代表監査委員	花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	葦澤慶一
--------	------	----	------

開議 午後 1時30分

開議の宣告

議長（宮下喜光君） それでは、定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成21年第3回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、市民タイムスより撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議事日程の報告

議長（宮下喜光君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明を願います。

宮下事務局長。

〔事務局長説明〕

認定第1号の質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第1、認定第1号 平成20年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入歳出に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

その際、ページを言って質問していただきたいと思います。

ございませんか。歳入全般、ございませんか。

7番、宮下議員。

7番（宮下 聡君） 7番、宮下聡。

7ページの村民税と固定資産税についてちょっとお伺いします。

まず、村民税につきましては、収入未済額が349万8,700円、そのうち不納欠損が10万2,017円ということなんですが、差し引きますと339万6,600円ということになっておりますが、この未済額、出た原因とか、そういう理由などありましたら、お願いしたいと思います。

また、回収見込みはあるのか、それと、固定資産税については、収入未済額が233万6,150円と不納欠損が71万7,845円と差し引き161万8,300円と、これも同じく収入未済額が出た原因とか、理由をお聞かせ願いたいと思うんです。

また、回収見込みはあるのか、2点お願いします。

議長（宮下喜光君） 立花総務課長。

総務課長（立花幹司君） 滞納の関係でございますが、現在、住民税で40人、固定資産で23人、軽自動車で3人ということで、一応延べで66人の方が滞納になっているわけでございます。このうち個人が58、法人が7ということでございますが、この不景気のあおりを受けまして、やはり収入減に伴うもの、それから、過去からの滞納というのもございます。

それから、あと競売によりまして不納欠損処理をさせていただいたというのが3件ほどございまして、なかなか回収が難しい、納税をしていただくというのが難しいところもございまして、あと外国へ出国をしたというような外国人の方で、出国してしまって、あと追跡できないという方もございまして、この分につきましては、不納欠損処理を実施させていただくような形になろうかと思っておりますけれども、そんな状況でございます。なかなか滞納の整理を行っておりますけれども、過年度分からの積み上げという方が多くございまして、見通しとしては、なかなか厳しいところもございまして、県のほうとタイアップいたしまして、共同で滞納整理に努めているところでございます。

議長（宮下喜光君） 宮下議員。

7番（宮下 聡君） 村税も同じような内容ですか。

議長（宮下喜光君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） ただいま申し上げましたのは住民税、固定資産税、同じでございます。

以上でございますが。

議長（宮下喜光君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） ないようですので、それでは、続いて歳出全般について質疑を行いたいと思います。

質疑のある方の発言を求めます。

7番、宮下議員。

7番（宮下 聡君） 22ページの款9のバス等運行事業費なんですけど、ちょっと、これ、今までの経過の中で、平成18年から運行管理委託をしてきたわけですが、その後、この委託契約についてちょっとお伺いしますが、随意契約ということの中で、今年までやってきたということ、現状ですが、今後の計画については、この運行契約はどのような形で、これをさらに継続していくのか、また、指名競争入札なり、一般競争入札なりの形をとっていくのか、お伺いしたいと思います。

議長（宮下喜光君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） ちょっと詳しく私も調べてございませぬが、単年度契約だと思えますけれども、毎年、入札の契約は、入札を行って決めて、業者を決めているかと思えます。今後も、同じような方式で契約をしていくと、一般競争入札といいますが、指名競争入札のような形で決めていくという形になるかと思えますが。

以上でございます。

議長（宮下喜光君） 宮下議員。

7番（宮下 聡君） そうすると単年度で1年ごとあれですか、入札で今の業者を選んでいる、そういうことでよろしいですか。

議長（宮下喜光君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 多分、単年度ごとにやっているかと思えます。これからちょっと調べて返答させていただきます。

議長（宮下喜光君） 宮下議員。

7番（宮下 聡君） そうすると、今後のことを聞いているんですが、今後はじゃこういった形を継続していくのか、一般競争入札という、そういう方向はとらないわけですか。

議長（宮下喜光君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 一般競争入札という形が通例なわけでございますが、なかなか難しい部分もございませぬので、審査する具合もございませぬので、指名競争入札という形で進めていくという形になるかと思えますが。

議長（宮下喜光君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、ないようですので、歳入歳出全般についてもう一度質疑を行いたいと思います。

それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、認定第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宮下喜光君） 全員起立。

着席してください。

よって、全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定いたしました。

認定第2号の質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第2、認定第2号 平成20年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） ないようですので、それでは、認定第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定いたしました。

認定第3号の質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第3、認定第3号 平成20年度麻績村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、認定第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定いたしました。

認定第4号の質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第4、認定第4号 平成20年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） ないようですので、それでは、認定第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定いたしました。

認定第5号の質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第5、認定第5号 平成20年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、認定第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

認定第6号の質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第6、認定第6号 平成20年度麻績村住宅団地分譲事業

特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、認定第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

認定第7号の質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第7、認定第7号 平成20年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

7番、宮下議員。

7番（宮下 聡君） 7番、宮下聡。

先ほどの村営バスの運行委託の件と同じなんですが、ページでいくと5ページですね、款2の施設管理費、公共下水道事業維持管理費、この中で委託料がありますね。この委託料について17年から、17、18、19、20、今年もそうなんですが、これも業者委託していますね。これは、今まで先ほどの村営バスと同じことで、これは単年度に分けて契約を結んでいたんですかね。入札方法をちょっと教えてもらいたいんですが。

議長（宮下喜光君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） 指名競争でやっている部分があるかと思います。ちょっと詳しいことを調べますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

議長（宮下喜光君） 宮下議員。

7番（宮下 聡君） この指名競争入札ということになりますと、必ずあれですよね、契約に際して、いろいろな基準値というか、そういうものを満たしていると、そこに入札が完了したとか、そういう何か基本的な要綱というか、そういうものがあって、それで入札して落札すると、そういう形を、何か基準的なものはありますか。

議長（宮下喜光君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 資格等の問題がございますので、そこら辺のところは調査する中で、行っているということでございます、資格等がございますので。

それと、今現在は、指名競争でやっている中で、複数年、3年の契約で行っております。

議長（宮下喜光君） ほかにございませんか。

7番、宮下議員。

7番（宮下 聡君） この件なんですが、そうすると指名競争で17年からずっとやってきたということですね。

それから、じゃ今後については、どういう形でこれから契約をしていくわけですか。

議長（宮下喜光君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 同じ方法で指名する中で複数年の契約でやっていこうと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（宮下喜光君） 宮下議員。

7番（宮下 聡君） そうすると随意契約というか、競争入札はほとんどやらないということですか。

議長（宮下喜光君） 振興課長。

振興課長（飯森 力君） 指名競争入札で3年間の管理の業務委託の契約をするということで、3年ごと指名競争の入札を行うということで、よろしく願いいたします。

議長（宮下喜光君） ほかにございませんか。

下水道事業でございますが、ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） なければ、認定第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

認定第8号の質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第8、認定第8号 平成20年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、認定第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第8号は原案どおり認定いたしました。

認定第9号の質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第9、認定第9号 平成20年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、認定第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第9号は原案どおり認定いたしました。

議長（宮下喜光君） それでは、先ほどの質疑についての答弁を総務課長より。

総務課長。

総務課長（立花幹司君） 先ほどの中で一部訂正させていただきます。

18年にプロポーザルで業者を決定いたしまして、それ以降、18、19、20、21と見積随契ということでやってきております。

今後につきましては、複数年契約ができるという事象改正がございますので、それに基づきまして、事業の安定化という形の中で考えますと、複数年契約をしていくというのが妥当であろうかと思っておりますので、来年度からの部分の導入につきましては、そんな方式をとっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） それでは、日程第10、議案第1号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について、議案第2号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少についてを関連がありますので一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第1号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少に

ついて、議案第2号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について、一括提案理由を申し上げます。

平成22年1月1日信州新町と中条村が長野市と合併することに伴い、平成21年12月31日をもって、県総合事務組合及び自治振興組合から脱退することを認めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第2号について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第11、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することついてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少にすることについての提案理由を申し上げます。

平成21年3月31日清内路村が阿智村と合併したこと及び平成22年1月1日信州新町と中条村が長野市と合併することに伴い、県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数が減少することを認めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第12、議案第4号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第4号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成21年5月1日第171国会で法律第34号が成立し、消防法の一部を改正する法律が成立・公布されたことにより、同法の施行に伴い適用条例が定められたことから、本条例の同法の引用規定の整備をするため改正を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第13、議案第5号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第5号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

出産育児一時金は出産に要する費用の経済的負担の軽減を図るために、被保険者に支給される給付金であります。

今回、緊急的な少子化対策といたしまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定的な措置として現行の35万円から4万円引き上げることとしたものでございます。

今回の措置によりまして、平成21年1月1日に施行された産科医療保障制度の掛金分を合わせると42万円への引き上げとなります。

なお、今回の改定は金額の引き上げだけでなく、出産育児一時金は医療機関等が被保険者等にかわって出産育児一時金等の支給申請及び受け取りを行う直接支払い制度を設けることにより、被保険者等があらかじめまとまった出産費用を用意することなく、医療機関等において出産が行えるよう経済的負担の軽減を図ることとしたものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりましたが、補足説明がありましたら、行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第14、議案第6号 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第6号 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

平成21年度も6カ月ほどを経過しようとしておりますけれども、事務事業も順調に進展をしております。事務事業を執行していく上で、必要となりました部分につきまして、予算補正を行うものでございます。

補正内容の主な点について申し上げます。

歳入につきましては、県支出金では負担金、補助金、委託金を、繰入金は介護・老健・後期高齢各特別会計繰入金を、繰越金は20年度決算に伴う確定額の不足額を、諸収入は授産施設作業収入を、村債は臨時財政対策債の借入限度額確定に伴う不足額を見込み、補正計上をいたしました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出全般を通して、共済費で職員共済組合負担金負担率変更による不足額及び人件費の必要額を計上いたしました。

総務費では、聖高原駅前公衆トイレ清掃業務の委託費、村税過年度還付金不足額を、民生費では宮本の室内ゲートボール場トイレの水洗化工事費、福祉センターのろ過機ろ材交換工

事費を、農林水産業費では、野田沢地区新池改修工事費、有害鳥獣駆除・防除対策費を、商工費では、観光事業執行に伴う必要額を、土木費では、水道事業特別会計繰出金、村営住宅排水管等整備費を、消防費では、防災無線基地局非常用電源修理費を、諸支出金では、情報通信施設整備基金積立金への積み立て、予備費では、繰越金相当額等を補正計上いたしました。

補正総額は5,763万3,000円の増額でございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行いたいと思います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第15、議案第7号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第7号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税については、20年の所得が大幅に減額となったことに伴う税額の減、療養給付費交付金については退職者医療分の減、前期高齢者交付金は交付金の確定による増、繰越金の確定による必要額を補正計上いたしました。

歳出では、療養諸費では一般被保険者分の増額、退職被保険者分の減額を、高額療養費では一般及び退職被保険者の介護療養費の増額を、後期高齢者支援金の増額、老人保健医療拠出金の減額及び退職者医療交付金の確定による必要額を補正計上いたしました。

補正総額は3,161万5,000円の増額であります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第16、議案第8号 平成21年度麻績村老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第8号 平成21年度麻績村老人保健特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度への移行に伴う歳入歳出関係科目の減額であります。

歳入では、繰越金確定により必要額の補正計上を、歳出では、一般会計への繰出金を補正計上いたしました。

補正総額は696万2,000円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第17、議案第9号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第9号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、聖地区配水管布設替工事の進展による増工分の必要財源として国庫補助金、一般会計繰入金、村債を、また、繰越金確定により必要額の補正計上を、歳出では、施設維持管理費で漏水及び水圧不足解消工事費を、建設事業費では、国庫補助事業工事費及び村単事業工事費の必要額を補正計上いたしました。

補正総額は1,347万7,000円の増額であります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第18、議案第10号 平成21年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第10号 平成21年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定によりまして、繰越必要額を予備費計上するものでございます。

補正総額は4,000円の増額であります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第19、議案第11号 平成21年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第11号 平成21年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により繰越必要額を予備費計上するものでございます。

補正総額は23万6,000円の増額であります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第11号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第20、議案第12号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第12号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越必要額を予備費計上するものでございます。

補正総額は618万2,000円の増額であります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第12号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第21、議案第13号 平成21年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第13号 平成21年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰越金の確定により繰越必要額を補正計上するものであります。

歳出では、介護給付費、地域支援事業費、システム改修事業費の確定により国庫返還金を、また、一般会計への繰出金を補正計上いたしました。必要額以外を予備費計上するものでございます。

補正総額は2,753万7,000円の増額であります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第13号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第22、議案第14号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第14号 平成21年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では一般会計事務費繰入金及び繰越金の確定により、繰越必要額を補正計上するものであります。

歳出では、事務費に係る必要額を補正するとともに、20年度事務費の精算確定による一般会計への繰出金を補正計上いたしました。

補正総額は8万1,000円の増額でございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第14号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

同意第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（宮下喜光君） 日程第23、同意第1号 麻績村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 同意第1号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村教育委員会委員の飯森清子氏が平成21年9月30日をもって任期満了となることから、新たに麻績村麻4389番地2、塚原明水氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

同意第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、同意第1号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第1号に同意することに決定いたしました。

同意第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（宮下喜光君） 日程第24、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審査委員会委員の桐山義公氏が平成21年9月30日任期満了となることから、引き続き麻績村麻550番地、桐山義公氏を選任したいので、地方自治法第423号第3項の規定によりまして、議会の同意を求めます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

同意第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、同意第2号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第2号に同意することに決定いたしました。

議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第25、議案第15号 平成21年度麻績村簡易水道事業聖地区配水管布設替工事変更契約についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第15号 平成21年度簡易水道事業聖地区配水管布設替工事変更請負契約についての提案理由を申し上げます。

聖高原地区内の水道管布設替工事につきましては、順調に進捗し、工事完了間近となりましたが、送水管の保温巻き工事の延長増、導水・送水管の曲管継ぎ手工事の増、当初予定にならなかった岩掘削工事等が増工となりましたので、工事変更請負契約を締結するものでございます。

議決後は仮契約を本契約に切りかえるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下喜光君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

議案第15号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、議案第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第15号は原案どおり可決しました。

発議第1号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 続いて、日程第26、発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出ついてを議題といたします。

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

発議第2号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第27、発議第2号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを議題といたします。

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

発議第3号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第28、発議第3号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出ついてを議題といたします。

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

発議第4号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下喜光君） 日程第29、発議第4号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書の提出ついてを議題といたします。

議長（宮下喜光君） それでは、質疑を行います。

発議第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） それでは、発議第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下喜光君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第4号は原案どおり可決いたしました。

会期日程の変更、採決

議長（宮下喜光君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、今期定例会の会期を9月30日までと定めましたが、会議規則第6条の規定によって、本日をもって閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下喜光君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下喜光君） ここで、村長からあいさつがあります。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月17日から30日までの14日間を会期とする平成21年第3回麻績村定例議会におきましては、提案を申しあげました各案件、条例改正、補正予算、認定、同意関係ほか慎重にご審議をいただき、原案どおりお認めをいただきましたことに心より御礼を申しあげます。

平成17年10月1日よりスタートいたしました今議会も、明日で4年が経過し、区切りの日を迎えることとなります。議員の皆様方にはこの4年間議会活動を通しまして、さまざまな課題に取り組み村政発展のためにそれぞれの立場からご貢献いただきましたことに感謝を申し上げる次第でございます。

振り返ってみますと、4年前は麻績村が合併から当面の自立へと方向転換し、自立計画に基づきスタートしようとしていた時期でございました。三位一体の改革の方向性、地方分権施策がどのように推移するのか、また、その後の財政健全化法に基づく財政の健全化をどのように進めるか、こうした事柄を初めとして課題は山積をしておりました。このような状況の中、議会の立場からも公共事業の計画的推進、福祉の充実、農業、商工業の振興、教育環境の整備を初めさまざまな問題に取り組んでいただきました。多くの審議や議論を重ねた上で、少子高齢化対策や教育環境の整備、観光事業の見直しを初めとする各種事業も計画的に進められているところでございます。国政を初め、大きな社会的変動の波にのみ込まれず、近隣市町村と協調しながら、麻績村として主体性を保ち、今日まで進んでこられましたのも、ひとえに議員の皆様方のご尽力はもとより、ご理解、ご協力のたまものと改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今後、麻績村といたしましては、将来を洞察し、山積する課題を解決しつつ、創意工夫のもと、村民の信頼の上に立った誤りのない村政の発展を図らなければならない重要な時期となってまいります。議員の皆様には、これからそれぞれの立場において村政に携わり、また、村民としてご理解、ご協力をいただくことになるわけでございますけれども、どうかこれまでの経験を生かされまして、さらに、ご活躍いただきますようご期待を申し上げます。

4年間の献身的議会活動に対しまして、心から敬意を表しまして、あいさつにかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長あいさつ

議長（宮下喜光君） それでは、私のほうから一言あいさつをさせていただきます。

平成17年10月1日より始まりました第14期の議会も明日9月30日をもちまして、任期満了となります。議会での審議は本日をもって終了となりました。大変ご苦労さまでございました。

なお、私、議長に就任して以来、4年余り今日まで議員の皆様方の温かいご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、理事者の皆さん方を初め、議会事務局の皆さんのご協力、ご配慮を賜りましたこと、誠にありがとうございました。おかげさまで、議長の職務を果たすことができました。ここに、皆様方に心から感謝を申し上げ、お礼のあいさつといたします。

本当にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（宮下喜光君） これで、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成21年第3回麻績村議会定例会を閉会といたします。

なお、この後、事務連絡会議を開きますので、よろしくお願いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時37分